

だい じ む こう し しょう しゃ けい かく
第3次向日市障がい者計画

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も
いきいきと^{とも}共に^く暮らせる
ぬくもりのあるまち

へいせい ねん がつ
平成29年3月

む こう し
向日市

「第3次向日市障がい者計画」策定にあたって

近年、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行、「障害者差別解消法」の成立など、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

また、市民の皆様の価値観やライフスタイルが多様化する中、障がいのある方においても、地域における自立や社会参加に向けた意識が高まってきております。

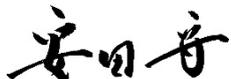


本市では、これまで「ノーマライゼーションとリハビリテーション」を基本理念に、平成10年に「向日市障害者計画」を定め、平成19年には「第2次向日市障害者計画」へと見直す中、障がい者施策の総合的な推進を図ってまいりました。平成28年には、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画として「ふるさと向日市創生計画」を策定し、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の施策の柱のもと、市民福祉の向上に向けた施策に取り組んでいるところです。

このように、障がい者福祉を取り巻く環境や桂川・洛西口新市街地の開発などにより、本市の状況も大きく変化する中、この度、障がい者福祉の指針となります「第3次向日市障がい者計画」を策定いたしました。この計画は、共生社会の実現のために、これまでの計画の基本理念であります「障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らせるぬくもりのあるまち」を継承しながら、新たな法制度の制定等を踏まえたものであり、関係機関などと連携を図りながら本計画を推進し、向日市を障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちへと発展させてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係機関の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民の皆様、向日市障害者計画策定委員会の委員の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

向日市長 

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の位置づけ	6
第2章 本市の障がい者福祉をめぐる現状と課題	8
1. 障がいのある人の現状	8
2. これまでの取組・成果と課題	13
第3章 計画の目標と施策体系	20
1. 計画の基本理念	20
2. 計画の基本目標	21
3. 施策体系	22
4. 施策の展開	24
基本目標1 共生社会の実現に向けた条件整備	24
基本目標2 住み慣れた地域における自立と社会参加の促進	27
基本目標3 福祉サービスの充実	31
基本目標4 安心・安全のまちづくり	37
第4章 計画の推進	39
1. 計画の推進・検証体制	39
資料編	41
1. 計画策定の経緯	43
2. 団体ヒアリングの結果	44
3. 障がい者実態調査結果	50
4. 用語解説	77
5. 向日市障害者計画策定委員会設置要綱	83
6. 向日市障害者計画策定委員会委員名簿	85

「障がい」の表記について

向日市では、人や人の心身の状態を表す「障害」を、法律用語や固有名詞などを除き「障がい」と表記しています。

これは、「害」という字が否定的なイメージを連想させ、人に不快感や差別感を与えかねないため、互いに人権を尊重し、障がいのある人への理解を深めるためです。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

本市は、障がいのある人が地域の中でいきいきと共生できる社会の実現を目指して、平成10年3月に「向日市障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。この計画は、平成19年3月に「第2次向日市障害者計画」に改定し、「一人ひとりの人権尊重と相互理解の浸透」「主体的な選択・決定に向けた支援体制づくり」「安心して快適に暮らせる生活環境づくり」「役割と生きがいを持って参加・活動できる地域社会づくり」の4つを基本目標に、障がい者福祉の一層の拡充に努めてきました。

しかしながら、この間、障がいのある人をめぐる社会・経済環境は大きく変化してきました。

こうした社会の急激な変化に対応し、障がい福祉サービスの質や量を維持・向上させるためには、現下の社会情勢を反映した新しい計画の策定が求められています。

このため、平成28年度をもって「第2次向日市障害者計画」の計画期間が終了することから、社会の変化や新たな課題などを踏まえ、本市における障がい者施策の基本方針として、新たに「第3次向日市障がい者計画」（以下、本計画という）を策定しました。

なお、本計画の策定にあたっては、平成26年7月に実施した「平成26年度向日市障がい者実態調査」（障がい者手帳所持者へのアンケート調査）や関係団体等へのヒアリング調査などから、障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努め、計画に反映させました。

(2) 計画策定の背景（国際・国内動向）

① 「障害者権利条約」の批准に向けた法整備

平成 18 年に、国連総会において、障がいのある人の人権と基本的自由の享有の確保や、障がいのある人の尊厳の尊重の促進を目的とする「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。わが国は、この条約に平成 19 年に署名し、それ以降、さまざまな国内法の整備を進め、平成 26 年 1 月に同条約を批准、2 月に国内で発効しました。

【「障害者権利条約」の批准に向けた国内の法整備】

平成 18 年 12 月	「障害者権利条約」が国連で採択
平成 19 年 9 月	日本が「障害者権利条約」に署名
平成 23 年 6 月	「障害者虐待防止法」の成立（平成 24 年 10 月施行）
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」の改正
平成 24 年 6 月	「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」の成立（平成 28 年 4 月施行）
	「障害者雇用促進法」の改正
平成 26 年 1 月	日本が「障害者権利条約」を批准

平成 23 年 6 月

「障害者虐待防止法」の成立

平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました（平成 24 年 10 月施行）。この法律は、養護者や障がい者福祉施設従事者、使用者などによる障がいのある人への虐待を防止し、養護者に対する支援などを促進することで、障がいのある人の権利や利益を守ることを目的としています。

虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に、速やかな通報を義務づけるとともに、虐待防止のための具体的なスキーム（枠組み）を定めています。

平成 23 年8月

「障害者基本法」の改正

障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示す「障害者基本法」が、平成 23 年に大幅改正されました。

この改正で、法の目的を「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としました。

また、障がいのある人の定義を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定め、それまでの心身の障がいに起因するものとの考え方から、障がいをつくりだしている社会の問題であるという考え方に改めました。

さらに、障がいのある人がない人と等しく基本的人権を有する個人として、尊厳にふさわしい生活を保障されることを前提とし、活動や生活、言語、その他の意思疎通等の手段についての選択の機会の確保が図られることが規定され、言語には手話が含まれることも明確になりました。

平成 24 年6月

「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正

平成 24 年に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、改正されました。

「障害者総合支援法」では、障がいのある人の範囲に難病等が加えられたほか、それまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。これにより、区分が障がいの程度（重さ）ではなく、必要な支援の度合いを示すものであることが明確化されました。

また、重度訪問介護の対象が、それまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人にも拡大されました。

そのほか、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化などが定められました。

平成 25 年 6 月

「障害者差別解消法」の成立

平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました（平成 28 年 4 月施行）。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務化（民間事業者は努力義務）などが定められました。合理的配慮とは、社会的障壁の除去を必要としている人がいる場合であって、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講じることをいいます。

平成 25 年 6 月

「障害者雇用促進法」の改正

同年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、事業主に、障がいのある人が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務が定められました。

また、事業主に対し、雇用する障がいのある人からの苦情を自主的に解決することを努力義務とするとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

②障がいのある子どもへの支援の拡充

平成 24 年に「児童福祉法」が改正され、障がいのある子どもへの支援の拡充が図られました。

この改正では、それまで障がい種別に分かれて実施されていた障がい児施設（通所・入所）を一元化し、どの障がいでも身近な地域で支援が受けられるようになりました。

通所支援は、放課後・夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練や居場所づくりを推進する「放課後等デイサービス」、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供する「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」に改められました。

また、「児童福祉法」は平成 28 年にも改正され、主に児童虐待に対する対策が強化されました。

(3) 京都府の動向

京都府では、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に計画期間とする「京都府障害者基本計画(キラリ☆21～それぞれの明日、京都から～)」を平成 17 年に策定し、教育、福祉、保健・医療、生活環境、雇用・就労など、あらゆる分野にわたって障がい者施策を推進してきました。

また、国の法制度等の整備に合わせ、平成 26 年 3 月には、すべての府民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指して、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定しました。

さらに、平成 27 年 3 月には、「第 3 期京都府障害者基本計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策を総合的・計画的に推進しています。

2. 計画の位置づけ

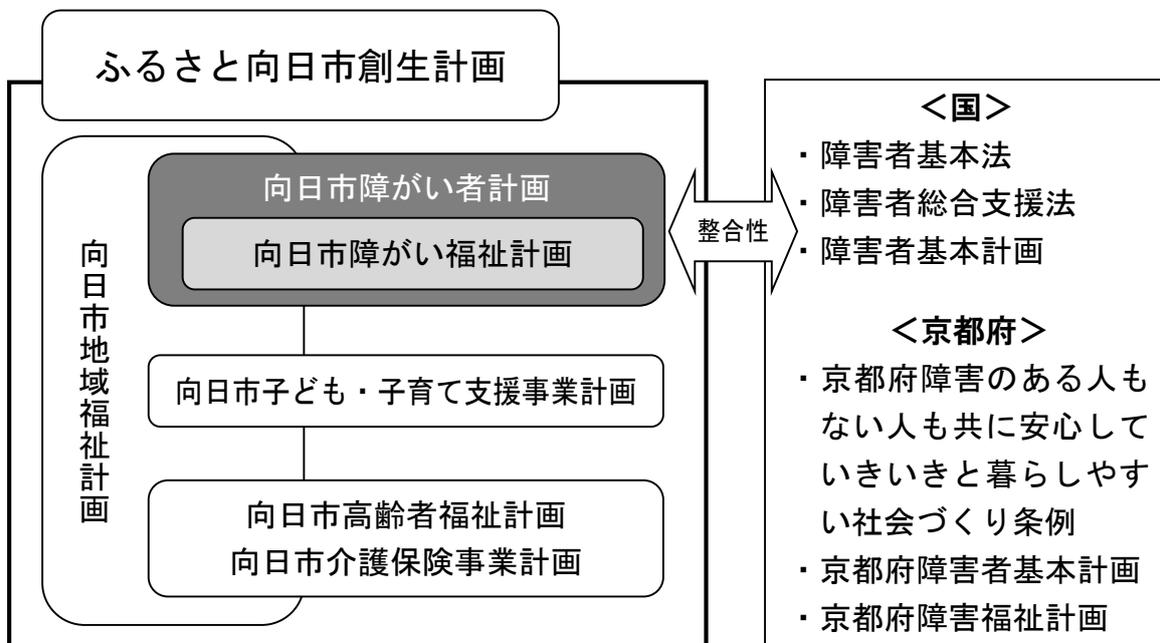
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として位置づけられるもので、本市における障がい者施策の基本的な理念と方向性を定めています。

また、本計画は、今後、本市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画「ふるさと向日市創生計画」を上位計画とし、「向日市地域福祉計画」に示された基本理念に基づき、障がいのある人に関わる施策の方向性を定めています。

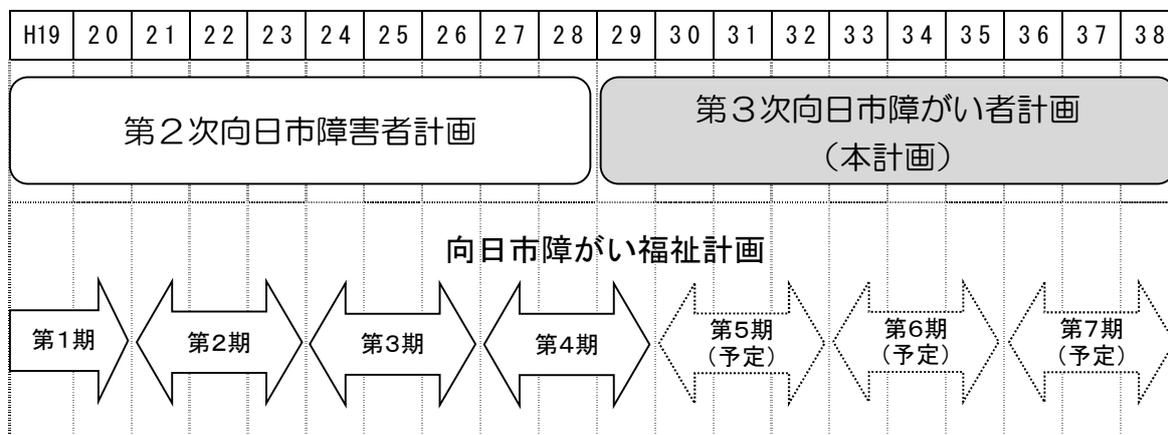
さらに、本計画は、「向日市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする福祉関連の他の計画や、法律や国の計画、府の条例や計画などとも整合性を図りながら策定しています。

なお「向日市障がい福祉計画」は、本計画で示した基本的な理念や方向性に基づき、障がい福祉サービスや相談支援などのサービス見込量やその確保の方策を定めています。

本計画は基本計画、「向日市障がい福祉計画」は実施計画としての性格を持ち、両者が一体となって、本市の障がい福祉施策を推進していきます。



本計画の期間は、平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とします。また、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度等の改正があれば、適時、必要な見直しを行います。



第2章 本市の障がい者福祉をめぐる現状と課題

1. 障がいのある人の現状

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

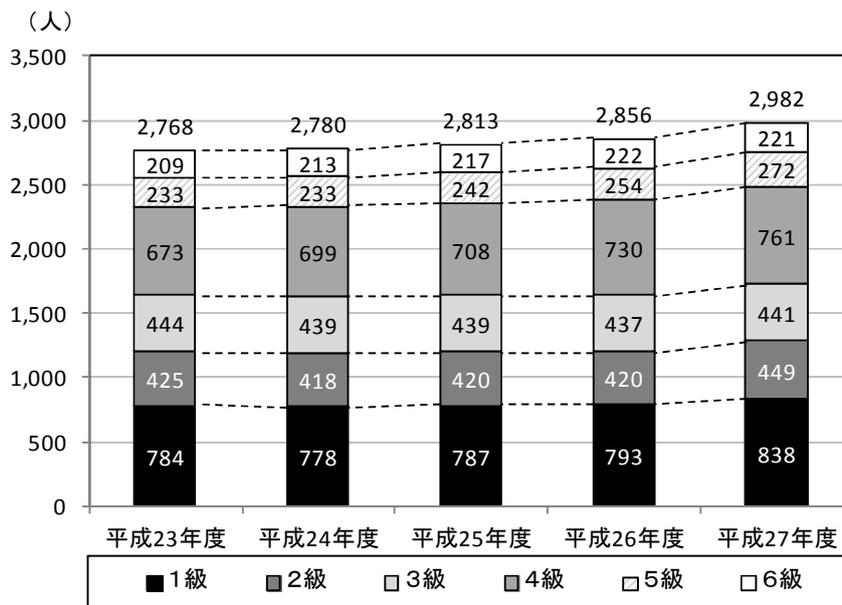
■ 身体障害者手帳

身体障害者手帳の所持者数は年々増加しており、平成23年度から平成27年度までの5年間で、214人増えています。

年代別にみると、65歳以上の構成比が年々増加しており、今後も高齢化を背景とした傾向は続くものと思われます。

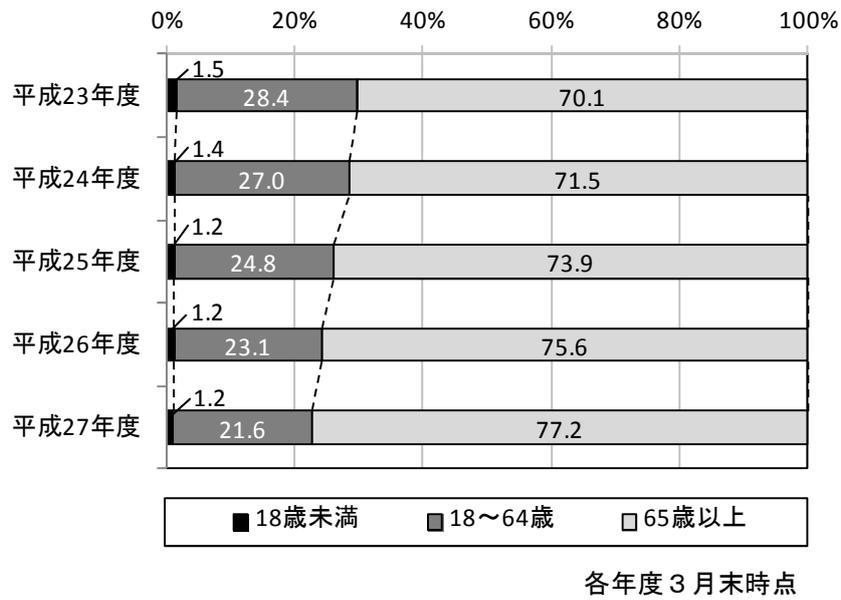
障がい部位別では、平成27年度で肢体不自由が51.7%と最も多く、内部障がい31.2%、聴覚・平衡機能障がい9.1%などの順となっており、この構成比に、経年変化はみられません。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

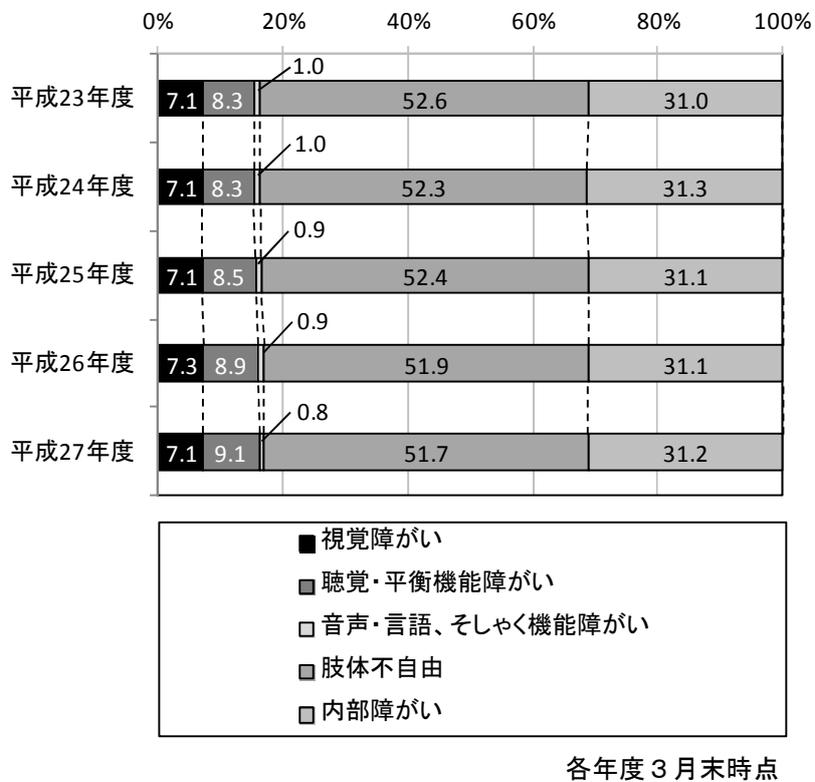


未返還者を除く
各年度3月末時点

【身体障害者手帳所持者の内訳の推移（年代別）】



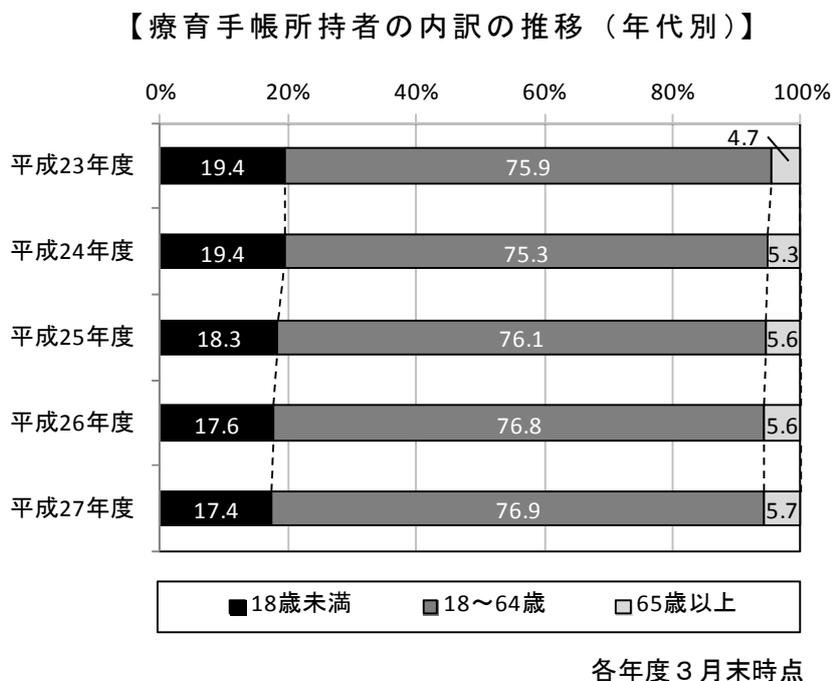
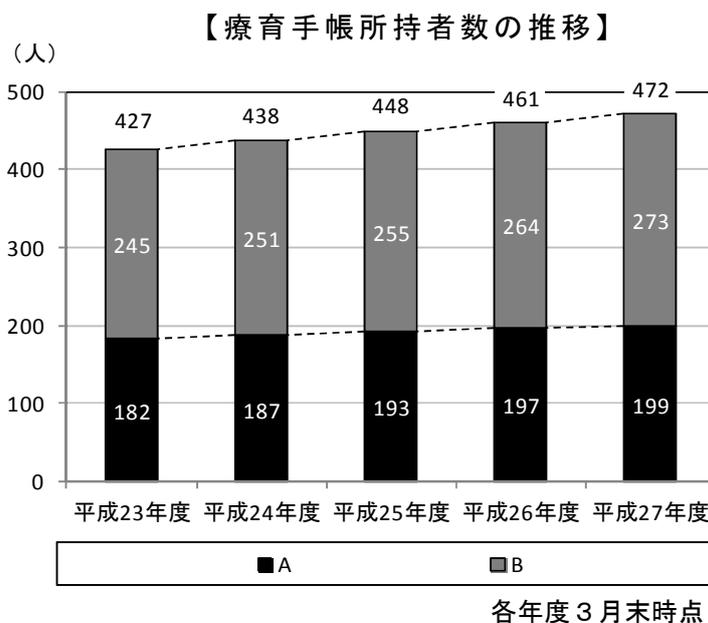
【身体障害者手帳所持者の内訳の推移（障がい部位別）】



■療育手帳

療育手帳の所持者数は年々増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までの5年間で、45人増えています。

年代別にみると、18歳から64歳までが増加傾向にあり、将来的に65歳以上の構成比がさらに増加することが予測されます。

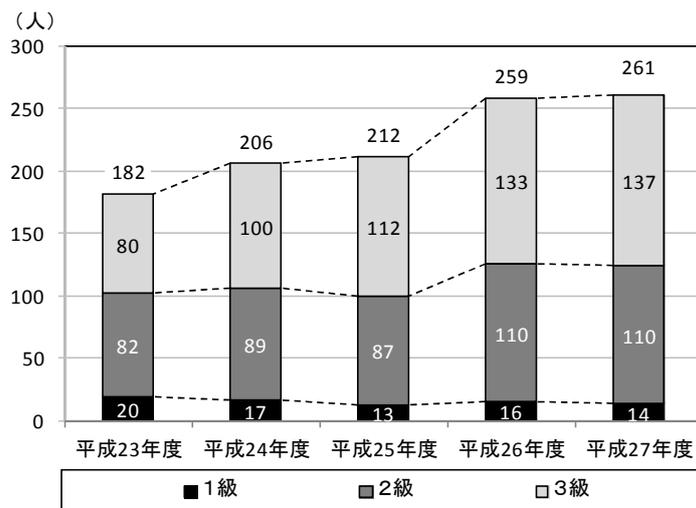


■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。平成23年度から平成27年度までの期間で、79人増加しています。

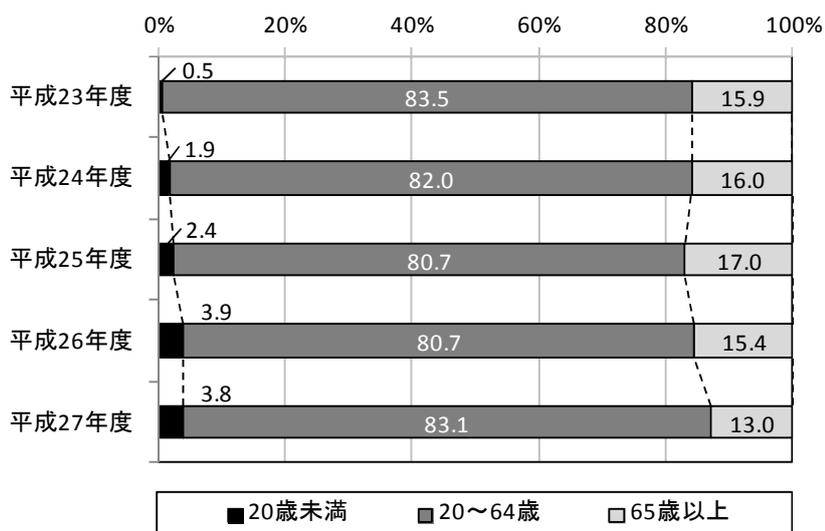
年代別にみると、20歳未満の構成比が増加傾向にあり、65歳以上の構成比は減少傾向にあります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



各年度3月末時点（有効期間内の所持者数）

【精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳の推移（年代別）】



各年度3月末時点（有効期間内の所持者数）

(2) 障がいのある子どもの就園・就学状況

市内の保育所における要配慮児の在籍数は、平成28年4月1日現在、73人となっています。

市立の小中学校における特別支援学級の在籍児童生徒数は、平成28年5月1日現在、合計118人（小学校92人、中学校26人）となっています。

向日市、長岡京市、大山崎町を通学区域とする京都府立向日が丘支援学校（特別支援学校）における向日市民の在籍児童生徒数は、平成28年5月1日現在、合計58人（小学部19人、中学部18人、高等部21人）となっています。

【保育所における要配慮児数】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要配慮児数(人)	55 (0)	69 (1)	82 (5)	108 (14)	119 (15)	73 (14)
在籍児童数(人)	1,013 (406)	1,048 (424)	1,059 (434)	1,094 (443)	1,030 (453)	1,191 (515)

※（ ）内は3歳未満（再掲）。各年度4月1日現在

【特別支援学級の状況（上段は小学校、下段は中学校）】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
設置校数(校)	6	6	6	6	6	6
	3	3	3	3	3	3
学級数(級)	14	15	15	16	17	18
	7	6	6	6	6	6
児童数(人)	55	52	67	70	78	92
	21	28	27	23	21	26

各年度5月1日現在

【特別支援学校在籍者数（向日市民）】（京都府立向日が丘支援学校の数）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学部(人)	9	15	17	18	18	19
中学部(人)	10	11	13	12	19	18
高等部(人)	23	26	28	26	22	21
計	42	52	58	56	59	58

各年度5月1日現在

2. これまでの取組・成果と課題

「第2次向日市障害者計画」の期間である平成19年度から28年度の10年間の取組や成果、課題について、市内の障がい者関係8団体に対するヒアリング調査やアンケート調査をもとに、次のとおり前計画の施策ごとに整理しました。

■啓発・広報／相談・情報提供等について

【取組・成果】

- 障がいへの正しい理解や多様な意思疎通の手段に対する認識を広げるため、向日市障がい者の日実行委員会が実施する啓発活動の支援や市民対象の手話教室の開催を行っています。平成28年12月には、手話への理解の促進と手話の普及を進める「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」（向日市手話言語条例）を制定（平成29年3月3日施行）しました。
- 合理的配慮の推進のために「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する向日市職員対応要領」（市職員対応要領）を策定しました。市役所窓口では、多様な意思疎通の手段で対応するための配慮や手話通訳者の増員（2名→3名）を実施し、さまざまな障がいに対応したコミュニケーション手段の充実に努めています。また、市職員に対して各種研修を実施し、障がいへの理解を深める取組を進めました。
- 障がいのある人やその家族が生活や福祉サービスについて、身近な場所で安心して相談できるよう、相談支援事業を福祉専門職が配置されている事業所に委託（6事業所）しています。また、基幹相談支援センターや虐待防止センターを設置するなど、相談支援に係る体制やネットワークづくりを推進しています。
- 市ホームページのバリアフリー化を進め、音声読み上げや文字の拡大、配色変更に対応できるように改善したほか、「広報むこう」をA4サイズのフルカラー冊子形式に刷新するなど、必要な情報を得やすい環境整備に努めました。

【課題】

「障害者差別解消法」や「向日市手話言語条例」は、障がいのある人もない人もお互いに尊重しながら共に生活する社会の実現を目的としています。本市では窓口業務をはじめ、すべての事務・事業における合理的配慮の提供や、手話への理解と普及の促進により、円滑にコミュニケーションを図れる環境の構築等を進めるとともに、市全体で共生社会を目指すために市内の企業・団体等に対しても理解や協力を求めていく必要があります。

また、すべての市民の皆様が安心して相談でき、必要な情報や支援につながる広報、相談支援体制のさらなる工夫も求められています。

●障がいのある人とない人のお互いの理解をさらに深める環境づくり

- ・「広報むこう」などに障がいに関する特集ページを掲載
- ・障がいのある人とない人が一緒に参加できる啓発活動やイベントの企画
- ・障がいのある人への虐待防止に関する啓発などの取組
- ・「障害者差別解消法」に基づく市職員対応要領の遵守
- ・合理的配慮に対する理解の浸透と実践

●「向日市手話言語条例」の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進と普及を図り、手話によるコミュニケーションを図りやすい環境の構築

- ・手話による意思疎通ができる環境の整備
- ・市役所や公共施設での手話通訳者配置の拡充

●誰もが安心して相談でき、適切な情報が得られるための環境づくり

- ・一人ひとりの状況に対応する相談支援体制の強化
- ・地域での自立した暮らしのための成年後見制度のさらなる広報
- ・障がい者相談員の人材の確保と育成

●情報バリアフリーのさらなる推進

- ・障がいのある人もない人も、さらに情報を取得しやすくなる取組

■保健・医療／福祉サービス／療育・教育・保育等について

【取組・成果】

- 障がいの原因ともなる生活習慣病等の疾病の予防や健康づくりのため、ライフサイクルに応じた各種健康診査や事後指導を実施しています。また、乳幼児の発達の課題や障がいの早期発見のため、2か月児全員を対象とする訪問指導、専門職による発達やことばの相談を行っています。
- 心身の障がい除去・軽減のための自立支援医療や、重度の障がいのある人の健康の保持や福祉の増進のための福祉医療（障がい者医療）など、医療費の一部を公費負担する事業を実施し、必要な医療サービスを受けやすい環境づくりを進めてきました。
- 精神保健福祉士を配置している専門機関等と連携し、精神障がいのある人やその家族への相談支援をはじめ、心の健康づくりについて気軽に相談できる体制づくりを進めました。地域での活動や交流の場として、地域活動支援センターや集団生活指導（グループワーク）等が活用される機会が増えてきています。
- ホームヘルプやガイドヘルプなどのサービスを利用する方が増えており、訪問系や通所系（就労継続支援A型・B型など）サービスの提供体制も、事業所の新規参入等により少しずつ整備されてきています。制度面では、重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業の実施など在宅生活の支援や介護者負担の軽減につながる施策の推進に努めています。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣、養成講座や研修等を実施し、意思疎通に支援を必要とする人が円滑にコミュニケーションを図るための環境づくりを進めています。
- 成年後見制度の利用に係る費用助成の対象を拡大し、知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が十分でない方への支援を拡充しました。

○障がいや発達に課題のある子ども一人ひとりに適した支援方針を検討する関係者会議等により、療育機関と保健・福祉・教育機関の連携を強化し、児童発達支援事業や放課後等デイサービス等において、子どもの個性・能力に適した支援や放課後の過ごし方、訓練の機会の充実に努めています。

○障がいのある児童生徒の個々の状況に応じた教育環境の整備や、天文館・図書館のバリアフリー化を推進するなど、障がいのある人もない人もより学習しやすい環境の整備に努めています。

○保育所等において、子ども一人ひとりの発達の課題や障がいの状況に合わせた保育士等の配置や専門職との協力・連携により、集団の中で健やかに成長できる体制の整備を進めました。

【課題】

関係団体へのヒアリング調査等では、家族の高齢化が進み将来に不安を感じるといった意見や医療的ケアの必要な人が円滑に福祉サービスを利用するための対策を求める意見をはじめ、災害時の対応や保健施策の拡充などを求める意見を多くいただきました。地域で安心して暮らし続けていくために、障がいや疾病、家族など身近な介護者の状況に応じた支援体制、災害等の緊急時への備えをはじめ、幼少期から継続した支援を提供するための連携の強化などが求められています。

また、グループホームは乙訓圏域や隣接する圏域において少しずつ増えてきていますが、需要に対してまだまだ不足しています。

●保健・医療に関する相談・支援体制の強化

- ・訪問相談や発達相談員等の相談体制の拡充

●医療的ケアが必要な障がいのある人への支援の充実

- ・医療的ケアが必要な方が、安心して日常生活を送れるような相談・支援体制の充実
- ・家族など主な介護者が、病気などで十分に介護ができなくなった場合の支援体制の充実
- ・災害など非常時における支援体制の構築

●**介護者の負担軽減や地域で自立して生活するための支援の拡充**

- ・介護者の病気や事故などの緊急時に備えたホームヘルプやショートステイ等のサービス提供体制の整備
- ・グループホームなど住まいの場の整備
- ・障がいのある人が、就業後や休日に過ごせる場や交流する機会の整備
- ・地域生活支援拠点の整備

●**コミュニケーション支援の拡充**

- ・手話通訳者や要約筆記者など意思疎通を支援する人材の育成と確保
- ・パソコン要約筆記など、新たな意思疎通手段の検討

●**障がいのある子どもの療育・教育・保育を支援する体制の推進**

- ・障がい特性に応じた保育や指導を行うための関係機関との連携強化、人材育成の機会の充実
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対応するための人員と場の確保
- ・障がいのある子どもの保護者や関係各機関が情報を共有するための方策

ており、安心・安全のまちづくりのための体制整備を今後も進めていく必要があります。

● 障がいのある人への総合的な就労支援

- ・ 障がいのある人の雇用促進に向けた企業や団体等との連携強化
- ・ 障がいのある人が雇用後も安心して働き続けることができ、自立した職業生活を送ることができる支援体制の整備
- ・ 福祉的就労機会の充実に向けた取組

● 障がいのある人がより安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- ・ 公共施設や道路、公園などのバリアフリー化未実施部分の段階的な整備
- ・ 障がいのある人もない人も利用しやすいコミュニティバスのルート設定や車両選定
- ・ 急な体調不良など緊急時に備えた通報システムや地域の見守り・支援体制の充実

● 災害に備えた、障がいのある人の安全確保体制のさらなる整備

- ・ 「避難行動要支援者名簿」に登録された方の共助による避難や支援体制づくり
- ・ 障がいのある人に配慮した避難所や福祉避難所の設備・備蓄品や運営体制などの見直し

● 障がいのある人とない人の交流の機会の充実や学習環境の整備

- ・ スポーツやボランティア活動等の集いの場の充実
- ・ 障がいのある人が公民館講座等で学習しやすい環境づくり

第3章 計画の目標と施策体系

1. 計画の基本理念

本市は、「共生社会」という理念を基本として、障がいのある人もない人も誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができ、市全体で障がいのある人の社会参加と自立を支えるまちを目指し、さまざまな施策を推進してきました。

これまでの取組により、障がいのある人の暮らしを取り巻く環境整備が進んできた一方、依然として多くの課題が残っており、引き続き、障がいのある人もない人もいきいきと共に暮らしていくための施策を推し進めていかなければなりません。

障がい者福祉施策は、「障害者基本法」で規定されるように、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、この考え方に基づくとともに、「第2次向日市障害者計画」の基本理念を引き継ぎ、共生社会の実現へ向けた本市が取り組むべき施策の基本的な方向を定めます。

基本
理念

障がいのある人もない人も

いきいきと共に暮らせる

ぬくもりのあるまち

2. 計画の基本目標

本計画では「障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせる
ぬくもりのあるまち」という基本理念の実現を図るため、課題を次
の4つの基本目標に整理し、施策を推進します。

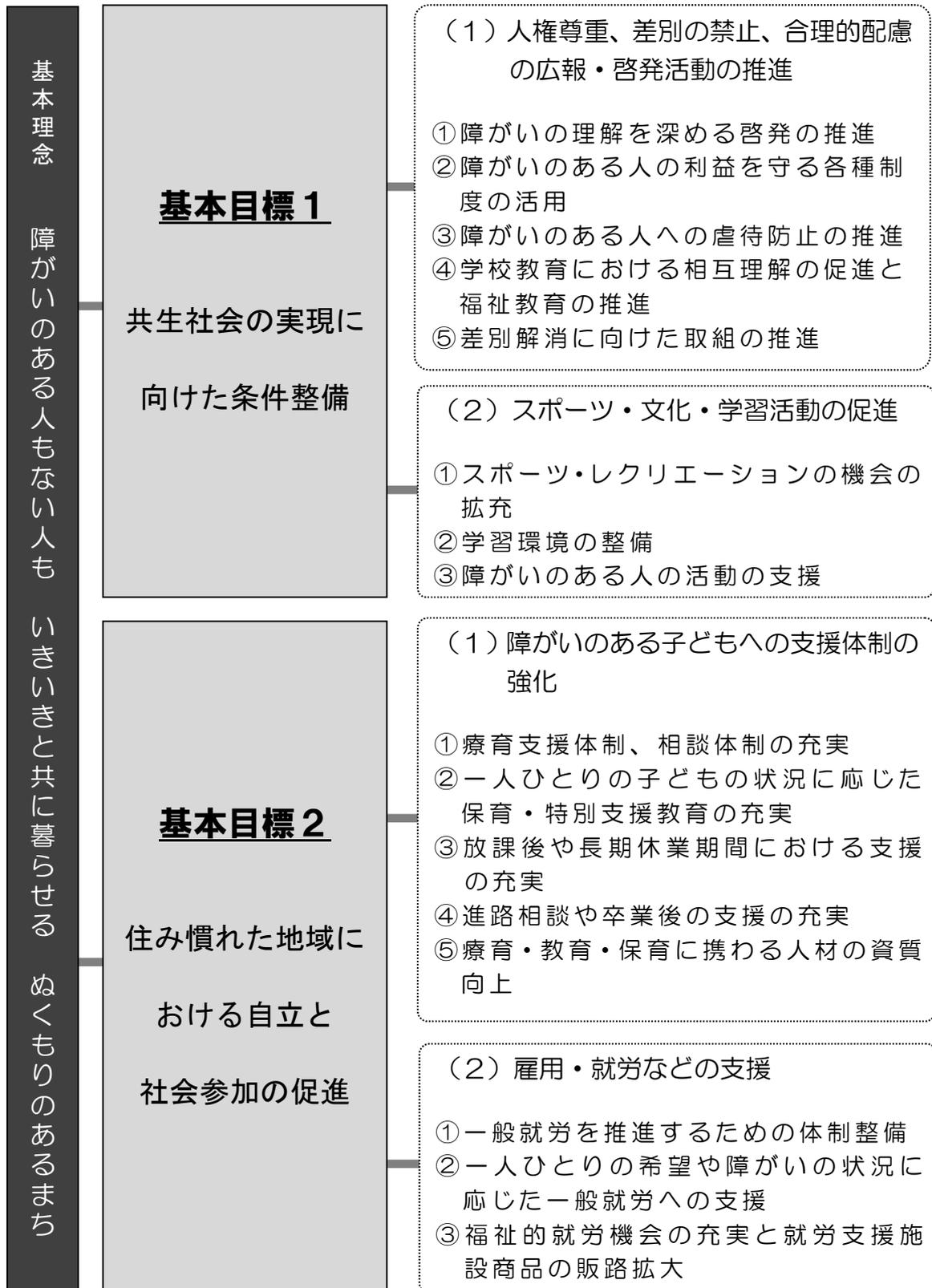
基本目標 1：共生社会の実現に向けた条件整備

基本目標 2：住み慣れた地域における自立と社会参加の促進

基本目標 3：福祉サービスの充実

基本目標 4：安心・安全のまちづくり

3. 施策体系



基本目標 3

福祉サービスの 充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

- ① 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実
- ② 安心して暮らせる住まいの確保
- ③ さまざまな日中活動の場の確保
- ④ 移動・外出の支援
- ⑤ 医療と福祉の連携
- ⑥ 施設・病院から地域生活への移行を支援するための体制づくり
- ⑦ サービスの質の確保

(2) 保健・医療の充実

- ① 障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見
- ② 精神保健対策の充実
- ③ 受診しやすい環境の推進
- ④ 難病や高次脳機能障がいのある人に対する支援の推進

(3) 相談支援の連携・強化

- ① サービスや事業者に関する情報提供の充実
- ② 総合的な相談拠点の整備と活用
- ③ 相談機関のネットワークの構築
- ④ 相談支援に関わる人材の確保・育成

基本目標 4

安心・安全の まちづくり

(1) バリアフリー化の推進

- ① 公共施設・道路等のバリアフリー化の推進

(2) 緊急時対策の拡充

- ① 災害等緊急時における安全確保の体制づくり

4. 施策の展開

基本目標 1 共生社会の実現に向けた条件整備

共生社会の実現には、教育や働く場などさまざまな場面で障がいのある人とない人が交流し、生涯を通してお互いの理解を深め、仲間として支え合っていくことが大切です。

向日市障がい者の日や障害者週間を中心に、広報や講演会、各種イベントなどを通じて障がいに対する正しい理解や交流の促進、福祉教育やボランティア活動の充実に努めます。

また、「障害者差別解消法」の施行により、国・都道府県・市町村や事業者に対し、障がいのある人への差別の禁止と合理的配慮の提供が義務化されました。本市においては、市職員対応要領に基づき、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に留意して執務にあたります。

市内の企業や団体に対しては「障害者差別解消法」の周知を図るなど、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

(1) 人権尊重、差別の禁止、合理的配慮の広報・啓発活動の推進

①障がいの理解を深める啓発の推進

- 障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、「広報むこう」や市ホームページ、啓発リーフレット、講座の開催などさまざまな場面で、障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
- 向日市障がい者の日実行委員会を支援するとともに、京都府や障がい者団体が行う啓発活動に協力し、障がいへの理解が深まるよう広報・啓発を図ります。

②障がいのある人の利益を守る各種制度の活用

- 向日市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、相談支援事業の周知に努め、制度の利用を促進します。

③障がいのある人への虐待防止の推進

- 乙訓障がい者虐待防止センターとの連携を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、障がいのある人や養護者への相談、助言等を行います。

④学校教育における相互理解の促進と福祉教育の推進

- 学校は、子ども、保護者、地域の方に、特別支援教育への理解、障がいの有無に関わらず共に暮らすことへの理解を促進するために、各校の授業や交流の集いなどの取組の充実を図ります。
- 学校は、児童生徒が、共生社会の形成に向け、経験を広め、社会性を高め、豊かな人間性を深める学習活動として、障がいのある人・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を充実します。

⑤差別解消に向けた取組の推進

- 市内の企業や団体等に対し、「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮の提供が推進されるよう、周知に努めます。
- 市職員等が障がいのある人に対して、市職員対応要領に基づく適切な対応ができるよう、研修等を実施するとともに、市主催のイベント開催等に、手話通訳や要約筆記などの障がいの特性に配慮した対応を推進します。
- 「向日市手話言語条例」に基づき、職員等に対する手話への理解や普及に努めます。

(2) スポーツ・文化・学習活動の促進

①スポーツ・レクリエーションの機会の拡充
○ 向日市障がい者の日実行委員会が開催する「スポーツのつどい」や、京都府が実施する各種スポーツ大会を支援し、障がいのある人もない人も共に身体を動かし、楽しみながらスポーツの振興と地域の交流を図ります。
②学習環境の整備
○ 大活字本など図書館資料の充実と、公民館講座において、手話通訳や要約筆記などの障がいのある人に配慮したサービスの提供に努めます。
③障がいのある人の活動の支援
○ 地域の方々をはじめ、学校や企業、自治会、町内会や向日市社会福祉協議会などと協力・連携し、ボランティア活動や各種地域活動などに、障がいのある人もない人も共に参加し、交流できる活動・場づくりの促進に努めます。

基本目標2 住み慣れた地域における自立と社会参加の促進

障がいのある人が社会の一員として、地域で自立して暮らし続けるためには、乳幼児期から切れ目のない支援体制を構築することが重要です。障がいや発達に課題のある子ども一人ひとりに応じた療育や、教育・保育の現場における一貫した支援を行うために、関係機関の連携を強化する取組や体制の整備、家族を支える相談体制の充実を図ります。

また、ハローワークや就業・生活支援センター等の機関と連携し、働きたい人の就労や職場における支援の充実に努め、障がいのある人が生きがいを持って仕事に取り組めるよう、能力を発揮できる機会の創出や福祉的就労における工賃水準の向上等の施策を推進します。

これらの取組を通して、障がいのある人も地域を担う一人として、さまざまな場面で活躍できる社会を目指していきます。

(1) 障がいのある子どもへの支援体制の強化

①療育支援体制、相談体制の充実

- 育児相談、各種教室、家庭訪問等を通して日常生活の中での関わり方や環境整備などについて保護者に寄り添った支援を行います。
- 心身障がいや発達に課題のある乳幼児など、療育が必要な子どもに必要な支援が行き届くよう、療育機関との連携強化を図ります。
- 市や相談支援事業所が中心となって、専門機関、児童発達支援事業所、地域の医療機関などと連携し、療育相談の充実を図ります。
- 障がいや発達に課題のある子どもの成長にあわせて、支援に必要な情報を幼稚園、保育所、学校、医療機関、福祉施設、職場などに円滑に伝えるための「支援ファイル」(記録簿)の導入を検討します。

②一人ひとりの子どもの状況に応じた保育・特別支援教育の充実

- 一人ひとりの発達や障がいの状況を把握し、個別課題を考慮しながら、要配慮児への継続的な支援を行います。
- 一人ひとりの子どもの教育的ニーズに的確に応える指導を行うため、小中学校特別支援教育に係る担当者の会議等を通じて、実践交流・研修会を継続的に実施します。
- 校内委員会・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズの把握や、取組の具体化を進めるとともに、特別支援学校との連携を行います。
- 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための適切な指導や必要な支援を行うための教育環境の充実、教員の指導力向上に努めます。

③放課後や長期休業期間における支援の充実

- 放課後等デイサービスや日中一時支援事業を通じて、健全な育成を推進するとともに、留守家庭児童会における障がいのある児童育成について体制整備を図ります。
- 障がいのある児童生徒が長期休業期間中に学校外の活動や交流、創作的活動等に取り組むことができるよう努めます。

④進路相談や卒業後の支援の充実

- 一人ひとりの生徒の能力と希望に応じた進路に向け、京都府教育委員会、労働・福祉関連部門などとの連携を強化するとともに、向日市教育支援委員会における相談等の機能をいかし、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、心身の障がいに応じた適切な就学相談、進路相談の充実を図ります。
- 障がいのある児童生徒が学校卒業後、通所施設における機能訓練や就労に向けた訓練等を通じて活動的な生活を送ることができるよう、訓練等給付事業の各サービスの利用を促進します。
- 障がいのある人の余暇活動の充実に向けて、民間事業者等の取組が広がるよう、働きかけや情報提供を行います。

⑤療育・教育・保育に携わる人材の資質向上

- 特別支援学級担当者の研修はもとより、全教職員を対象とした特別支援教育に関する啓発・研修の実施を、京都府などの関係機関と連携を図りながら促進します。
- 保育所において、障がいや発達に課題のある子どもに配慮し、適切な対応ができるよう、保育所等訪問支援の活用や研修の実施などにより、障がいへの理解や知識の習得がさらに推進するよう努めます。

(2) 雇用・就労などの支援

<p>① 一般就労を推進するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">○ 障がいのある人が能力を十分に発揮し、活躍できるよう福祉・労働・教育などの行政や支援機関、一般企業が連携・協力し、就労を支援するネットワークづくりを推進します。○ 障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う就業・生活支援センターの利用促進に努め、自立・安定した職業生活の実現に向けた相談支援を推進します。
<p>② 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた一般就労への支援</p> <ul style="list-style-type: none">○ 乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、障がいのある人の就労に関する情報交換や課題の検討を行うとともに、ハローワーク等関係機関における各種施策の活用等により、一般就労を目指す障がいのある人の支援に努めます。○ 障がいのある人が安心して働き続けることができるよう、職場定着のための支援に努めます。
<p>③ 福祉的就労機会の充実と就労支援施設商品の販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「向日市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、就労支援施設の自主製品等を優先的に発注するなどして、障がいのある人の雇用・就労機会の充実に努めます。○ 就労支援施設が実施する事業を支援し、福祉的就労に係る工賃水準の向上を図ります。

基本目標3 福祉サービスの充実

障がいのある人の日常生活上の支援や介護されている家族の負担軽減を図るサービスをはじめ、地域での暮らしを支える福祉サービスの充実が求められています。

一人ひとりの希望や特性に応じた活動の場や、能力を最大限発揮できる機会を創出するために、関係機関と連携し、民間福祉施設やサービス提供体制の整備を支援していきます。

また、障がいのある人や、その家族の高齢化に伴い、地域で安心して暮らし続けるための施策として、グループホームなど居住の場や地域生活拠点に対するニーズが高まっています。これらの整備や導入に向けた検討を進めるとともに、支援を必要とする人が生涯にわたって適切なサービスを受けられるよう、高齢者福祉との連携強化に努めます。

さらに、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や乙訓障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所等との連携により、障がいのある人があらゆることを身近に相談でき、必要な情報や支援を得られる相談支援体制の強化を図り、地域生活に必要な支援やサービスを自らが選択・決定できる環境が進展するよう取り組んでいきます。

(1) 障がい福祉サービスの充実

① 居宅を中心として暮らす人への福祉サービスの充実

- 障がいのある人が安心して自立した在宅生活を送るために必要となるサービスを提供するために、自立支援給付による訪問介護などの在宅生活を支援するサービスの充実を図ります。
- 介護をされる家族の負担軽減や、介護者の急病時の対応として、ショートステイや日中一時支援などのサービス提供体制の充実につながる支援に努めます。
- 民間福祉施設の運営や施設整備に対する支援を行うとともに、地域生活支援拠点について、近隣市町と連携を図りつつ、整備に向けた検討を行います。

○ 意思疎通を図ることが困難な聴覚障がいのある人等に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、「向日市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解の促進、手話を使いやすい環境整備を推進します。

○ 聴覚障がいのある人の活動を支える人材を確保するため、手話奉仕員養成講座・要約筆記者養成講座や登録手話通訳者・要約筆記者への現任研修の実施により、人材育成や資質の向上を図ります。また、要約筆記については新たな手法の導入を検討します。

②安心して暮らせる住まいの確保

○ グループホームなど居住系サービスの整備の促進につながる支援に努め、施設入所から地域生活への円滑な移行に向けて相談支援を推進します。また、重度障がいのある人の住まいのバリアフリー化を支援します。

③さまざまな日中活動の場の確保

○ 地域で暮らす障がいのある人の活動の場として、また、障がいのある生徒の進路として、就労訓練や創作的活動等を提供する日中活動系サービスの利用促進を図ります。

○ サービス提供事業者に対する情報提供や関係機関の連携強化により、多様な日中活動を提供する事業者の参入促進に努めます。

④移動・外出の支援

○ 移動や外出を支援する各種施策（ガイドヘルプサービス、福祉タクシー料金の助成、自動車改造や運転免許取得に係る助成）を実施し、障がいのある人の社会参加や余暇活動の促進を図ります。

⑤医療と福祉の連携

- 医療的ケアが必要な方に対するサービス提供の充実に向け、保健・医療と福祉などの関係者の連携を図ります。また、入院時における重度障がいのある人の意思疎通等の支援を行います。

⑥施設・病院から地域生活への移行を支援するための体制づくり

- 入院や入所生活から地域での暮らしに移行を希望される方に、住まいや医療、就労、日中活動に関する支援など、必要な支援を継続的に受けられるよう、関係機関が連携して障がいのある人の暮らしを支える体制の整備に努めます。

⑦サービスの質の確保

- 地域生活支援事業について、適切なサービスの提供に努め、サービスの質のさらなる向上に努めます。
- ホームヘルパーなどの福祉サービス従事者が、適切な支援を実施するための知識や技能を向上するため、自立支援協議会が開催する研修を支援するとともに、京都府など他の機関が実施する研修等の情報提供を行い、サービス従事者のさらなる資質向上に努めます。

(2) 保健・医療の充実

①障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見
<ul style="list-style-type: none">○ 乳幼児期の各種健康診査を通して、障がいの早期発見や適切な事後支援を行います。○ 母子に高いリスク（危険性）が予測されるハイリスク妊産婦や乳幼児健診後の要支援者を対象として、訪問等による事後指導を行います。○ 各種教室や専門職による相談を通じて、障がいのある乳幼児と保護者に対する支援を行います。○ 成人期から高齢期における各種健診を通じて、生活習慣病を予防するとともに、合併症や後遺症などの重症化予防を行います。
②精神保健対策の充実
<ul style="list-style-type: none">○ 乙訓保健所等の関係機関と連携を図りながら、心の健康づくりや相談の窓口、医療機関等についての情報提供、社会復帰や日常生活支援などについての相談を行うとともに、集団生活指導（グループワーク）を通して、精神障がいのある人の社会参加を促進します。○ 精神保健福祉士による心の健康相談や、携帯電話やパソコンで心の健康状態がチェックできる「こころの体温計」の啓発、利用促進に努めます。
③受診しやすい環境の推進
<ul style="list-style-type: none">○ 障がいのある人の医療費の負担軽減など、地域で安心して医療を受けられ、早期治療を促進する施策を進めます。

④ 難病や高次脳機能障がいのある人に対する支援の推進

- 京都府難病相談・支援センターや京都府リハビリテーション支援センター（高次脳機能障害支援拠点）と連携し、本人や家族への支援体制の整備に努めます。

（3）相談支援の連携・強化

① サービスや事業者に関する情報提供の充実

- 各種サービスや相談窓口などを案内する冊子を発行し、利用方法や相談窓口などを活用いただくための情報提供を行います。
- 市政や地域などの必要な情報が「広報むこう」や市ホームページなどを通じて円滑に入手できるよう、障がいの特性に配慮した情報提供を推進します。

② 総合的な相談拠点の整備と活用

- 障がいのある人が身近な場所で、暮らしや福祉サービス等の相談ができ、自らの選択に基づく適切な支援が受けられるよう、相談支援事業所と連携・協力し、さまざまな障がい種別に対応する相談支援を推進します。
- 乙訓障がい者基幹相談支援センターとの連携により、地域における相談支援体制の整備に努めます。

③相談機関のネットワークの構築

- 乙訓圏域障がい者自立支援協議会を通じて保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関やサービス提供者、民間団体等とのネットワークを整備し、専門的・継続的な支援体制づくりを推進します。
- 市と相談支援事業所、福祉サービス事業所等が連携したケアマネジメント体制の整備を図るとともに、自己選択・自己決定による適切なサービス利用となるよう、利用者のニーズを的確に把握したサービス等利用計画の作成を推進します。

④相談支援に関わる人材の確保・育成

- 相談支援専門員の養成やスキルアップのために、関係機関との連携のもと、相談支援従事者研修への参加を促進します。また、自立支援協議会が開催する相談支援に関する研修を支援し、相談支援の質のさらなる向上に努めます。

基本目標 4 安心・安全のまちづくり

これまでから、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進してきましたが、より良い生活環境のために、段差や道路幅、点字ブロックなどのさらなる改善が求められています。今後も引き続き、バリアフリー化を推進し、障がいのある人が社会参加しやすい環境整備を図っていきます。

また、災害時において、障がい種別や程度に応じた情報伝達手段の確保や避難時の支援を推進します。

(1) バリアフリー化の推進

① 公共施設・道路等のバリアフリー化の推進

- 障がいのある人もない人も積極的に地域に出て、自由に行動し、生活できるよう、多目的トイレの設置や点字ブロックの敷設、歩道の段差解消や歩車道の分離など、道路・公共施設・公園等におけるバリアフリー化を推進します。

(2) 緊急時対策の拡充

① 災害等緊急時における安全確保の体制づくり

- 日常生活において介助を必要とする身体障がいのある人の緊急時や日常生活の不安を解消するため、あんしんホットライン（緊急通報システム）の普及を図り、必要な支援につながるよう努めます。
- 障がいのある人や家族に対して、積極的に防災情報を提供し、避難所の場所や避難方法など、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

- 障がいのある人など要支援者を把握し、円滑な避難や支援の実施と安全を確保するための「避難行動要支援者名簿」の周知や利用促進を図るとともに、自治会や民生児童委員、消防、警察などの関係機関と情報の共有を推進します。
- 災害時に障がいのある人の避難誘導を安全かつ迅速に対応するため、地域の自主防災組織を中心とした防災訓練などを通じて、地域住民が協力できる体制づくりを支援し、避難時や避難所生活における対策を推進します。

第4章 計画の推進

1. 計画の推進・検証体制

本計画の推進にあたり、以下の点に留意して、計画の着実な推進を目指します。

(1) 連携体制の充実

障がいのある人の関連施策は、福祉・保健・医療・教育・雇用等、広範な分野にわたっています。本計画を総合的かつ効果的に推進するため、障がい者支援課を中心とした庁内の連携はもとより、京都府、サービス提供事業者、関係機関等との協力体制を確保します。

また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図り、計画の着実な推進に努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものにするため、毎年度、進捗状況の点検・整理を行います。また、その結果は向日市障害者計画策定委員会に報告し、同委員会の意見・助言などを踏まえたうえで、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

(3) 国・府への働きかけ

本計画を推進するために、法制度の改正や整備、広域的な事業の実施が効果的であると判断したものについては、国や府に必要な対策や支援などの要望等を行います。

また、各施策を適正に行うために必要な財源については、国や府にも一定の負担を求めていきます。確実な財源措置が行なわれるよう、引き続き国や府に対して、必要な要望を行っていきます。

資料編

1. 計画策定の経緯

日 時	内 容
平成 26 年 7 月 22 日 ～ 8 月 8 日	「平成 26 年度向日市障がい者実態調査」の 実施
平成 28 年 8 月 4 日	第 1 回向日市障害者計画策定委員会 開催
平成 28 年 8 月 8 日 ～ 8 月 10 日	庁内各課ヒアリング
平成 28 年 7 月 25 日 ～ 8 月 31 日	関係団体ヒアリング
平成 28 年 12 月 27 日	第 2 回向日市障害者計画策定委員会 開催
平成 29 年 2 月 8 日 ～ 3 月 9 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 3 月 23 日	第 3 回向日市障害者計画策定委員会 開催

2. 団体ヒアリングの結果

(1) 団体ヒアリングの概要

調査対象 団体	<ul style="list-style-type: none">・向日市身体障害者協会・向日市ろうあ協会・京都府視覚障害者協会向日支部・向日市難聴者協会・乙訓手をつなぐ親の会・乙訓障害児父母の会・乙訓やよい会・サークルぼちぼち 以上 8 団体
調査方法	各団体の構成員（障がいのある人およびその保護者）に、直接面談形式で聞き取り
調査時期	平成 28 年 7 月 25 日から 8 月 31 日

(2) 団体ヒアリングの結果（主な意見）

<p>● 「啓発・広報／相談・情報提供等」について</p> <ul style="list-style-type: none">○ 障がいに応じたコミュニケーションを取ろうとする姿勢がうれしい。市役所での対応がよくなった。○ 福祉医療の受給者証を郵送してくれるようになり、助かっている。子どもが一人暮らしをすることになっても受け取ることができる。○ 市役所窓口では、代筆での対応などが広がってきている。○ 市役所で手話ができる人が増えてうれしい。手話ができなくても、身振りで伝えようとする姿勢がうれしい。○ お店で気分よく筆談に応じてくれ、それをきっかけに親しくなることがあった。○ 筆談でお願いすると伝えると、すぐにホワイトボードを持ってきてくれるなど、市役所での対応がよくなっている。

● 「啓発・広報／相談・情報提供等」について

- 図書館において、イベントの日に職員がとなりで筆記してくれるなど、配慮が行き届いていると感じた。
- 特殊な障がいがあると、担当課しかわからないことが多いため、情報を各課で共有してもらえるとありがたい。
- 手帳や手当の申請に行った際に、申請が通らない可能性が高いと言われ、なかなか書類をもらえないことがあった。
- サービス支給・認定について、経過や発症原因で判断するのではなく、現在の状態に焦点を当てた支給・認定を行ってほしい。
- 障がいの内容に応じ、必要な情報が遅滞なく手に入れられる体制を整えてほしい。
- 家族以外とのつながりがなく、親なき後が心配である。
- 自閉症などで外出困難な場合でも、家の中にいても福祉とつながってほしい。
- 障がいのある人に対する正しい知識を身に付け、対応してほしい。
- 主に配偶者に助けられているが、一人身になったときが心配である。
- 手帳の新規交付の際などに、障がい者団体のことを説明・紹介してほしい。
- 子どもの顔を知ってもらい、一定の情報を持っておいてほしいので、地区担当職員（ケースワーカー）の方と話ができる機会がもっとあるとよい。
- 地区担当職員（ケースワーカー）を増やし、体制を充実させてほしい。
- 親が対応できなくなった時に備えて、書類に返信用封筒を入れるなどの対応をしてほしい。

● 「啓発・広報／相談・情報提供等」について

- 視覚障がいのある人への対応を周知してほしい。
- 聴覚障がいがあるため、災害時や夜中に倒れたときなど、助けを呼べるのか不安である。
- 災害時に「手話ができます」ということを表す腕章のようなものがあるとありがたい。
- 災害時など、音声案内以外に、視覚的に情報を得られる方法を考えてほしい。
- 手話言語条例が広まってくるとよい。
- 障がいのある子どもを連れて市役所に行った際に、本人に対応させようとしても、職員が本人でなく親に話しかけることがあった。
- テレビにも字幕が入るようになったのでニュースなどをよく見て、自分から情報を得ようと努力することが大切である。
- 災害時に逃げ遅れた際に、救助隊の呼びかけが聞こえないため、光や振動など、音以外で伝えてもらう方法があればよい。
- ホワイトボードだけでなく、パソコンや映像がよい場合もあるので、どういう方法でコミュニケーションを取りたいか、選択させてもらえるとありがたい。

● 「福祉サービス／療育・教育・保育」について

- 自治会活動の際に、要約筆記者に来ていただき、大変助かっている。
- サービスの利用は事前に予約する必要がある、急用の際に利用できなくて困ることがある。
- 幼稚園の預かり保育以外に子どもを預かってもらえる先がなく、自分が入院した際など、心配である。

● 「福祉サービス／療育・教育・保育」について

- 家族が入院した場合など、18歳以上になっても地域で過ごせる場がほしい。
- 親が倒れた時などに備え、24時間対応してもらえる支援体制が必要である。
- 乙訓地域でショートステイが使える場が欲しい。
- 放課後等デイサービスの事業所数は増えているが、月ごとの利用日数を増やして欲しい。
- 日常生活用具の支給量を増やしてほしい。
- 車いすの子どもたちが集まれる場所を提供してほしい。
- 学校や学童保育など、さまざまな場面で合理的配慮の提供を行ってほしい。
- 乙訓地域にも府立こども発達支援センター（すてっぷセンター）のような機関があればよい。
- 障がいのある子どもの面倒をみながら働くのは物理的に難しいため、保育所入所の要件に、就労以外に療育を代替とするような柔軟さがほしい。
- 精神障がいのある人が、精神疾患以外の治療・診療を受ける際にも医療費助成の対象となるようにしてほしい。
- 余暇の過ごし方や、金銭管理、体調管理など、親なきあとの子どもの生活が心配である。
- グループホームがもっと必要であると思う。
- 高校在学中は、放課後等デイサービスがあったが、卒業後は利用できなくなるため、18歳以上の余暇活動として、放課後等デイサービスに代わるサービスがほしい。

● 「福祉サービス／療育・教育・保育」について

- 日中活動（通所サービス）については充実してきているが、住まい（24時間対応、入所施設）については不足している。基盤となる入所施設が必要である。
- 同行援護を利用しているが、かなり以前からの申し込みが必要であり、急な外出の際には利用できない。
- 医療的ケアに対応できる事業所が少ない。
- ガイドヘルプ、行動援護の整備をしてほしい。
- 施設職員の量的・質的な確保をしてほしい。
- 地域生活支援拠点の議論を進めてほしい。
- 市役所職員をはじめ、障がい福祉に関わる人の拡充、質の向上に努めてほしい。

● 雇用・就労／スポーツ・文化活動／生活環境等について

- 外出先のお店で車いすが利用しにくい時など、店員さんがよく対応してくれる。
- 周囲の人がよく声をかけてくれるようになり、嫌な思いをすることも減った。
- 施設やお店を利用するとき、通路が狭くて車いすで移動することが困難なことや、トイレが狭くて困ることがある。
- 車いす専用の駐車場でも、車の後部ドアを開けて車いす等を出すことができるスペースがないところが多い。
- 災害時に、医療ケアに必要な器具や物品が整備されているのか不安である。
- スポーツなどの催しに、市職員などももっと参加いただき、互いに話し合える機会をつくってほしい。

●雇用・就労／スポーツ・文化活動／生活環境等について

- 一般の避難所に、障がいのある人に対応できるブースをつくってほしい。
- 市役所本館にエレベーターがないので、3階まで移動するのが大変である。
- 歩道が狭いなど、バリアフリー化がまだ十分でないと感じる。
- 駅や市役所に行く際、坂が多くて困る。
- 近くに書店や薬局などがなく、生活用品の買い物に困ることがある。
- トイレの問題などで、買い物や外食時など、行き先が限定される。
- 視覚障がいのある人にとって、点字ブロックは唯一の道路であるので、整備を進めてほしい。
- 視覚障がいがあるため、エレベーター利用の際にボタンを押すなど手助けをしてもらえるとありがたい。
- 市民に広く手話が普及するように努めてほしい。
- 福祉避難所の開設訓練を実施してほしい。

3. 障がい者実態調査結果（平成26年実施）

(3) 回答者の状況

(単位 上段：人、下段：%)

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	全体
2歳以下	1 8.3	0 0.0	0 0.0	1 2.2
3～5歳	1 8.3	3 8.8	0 0.0	5 11.1
6～11歳	9 75.0	13 38.2	1 100.0	20 44.4
18歳未満 対象調査	0 0.0	5 14.7	0 0.0	5 11.1
15～17歳	1 8.3	13 38.2	0 0.0	14 31.1
不明・無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合計	12 100.0	34 100.0	1 100.0	45 100.0
18～19歳	1 0.1	6 3.7	1 1.0	7 0.7
20歳代	11 1.4	38 23.5	13 12.5	55 5.6
30歳代	33 4.2	37 22.8	15 14.4	66 6.7
40歳代	34 4.3	24 14.8	31 29.8	76 7.8
50歳代	60 7.6	11 6.8	16 15.4	78 8.0
60～64歳	97 12.3	5 3.1	8 7.7	103 10.5
65歳～74歳	24 30.2	15 9.3	11 10.6	252 25.8
75歳以上	286 36.3	18 11.1	7 6.7	306 31.3
不明・無回答	27 3.4	8 4.9	2 1.9	35 3.6
合計	787 100.0	162 100.0	104 100.0	978 100.0

(1) 調査の目的

本調査は、障害者手帳をお持ちの人を対象に生活状況や障がい福祉サービスの利用状況・利用意向などを調査し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳以上の人 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ18歳未満の児童
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成26年7月22日から平成26年8月8日まで
調査票の 配布数と 回収数	18歳以上対象調査 配布数 1,906 (障害者手帳所持者から無作為抽出) 回収数 978、回収率 51.3% 18歳未満対象調査 配布数 94 (対象者全数) 回収数 45、回収率 47.9%

【分析の留意点・見方】

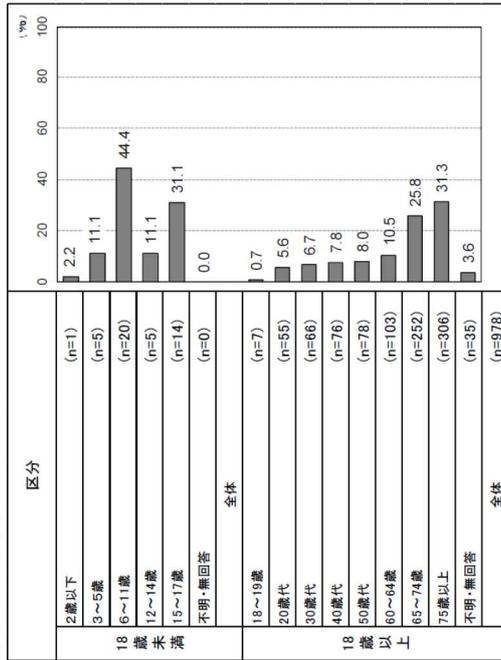
- 図表中の「n」とは、集計対象者実数（回答者数）をさしています。
- 図表の数値（%）は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- 無記入・回答の読み取りが著しく困難な場合のほかに、1つまでの回答を求めている設問に対し2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理を行いました。
- 表・グラフでクロス集計結果を表記していますが、属性部分（表側）の「不明・無回答」は省略しているため、集計対象者実数（n）の合計が回収数とイコールにはなりません。

(4) 調査結果の分析

①性別・年齢・家族などについて

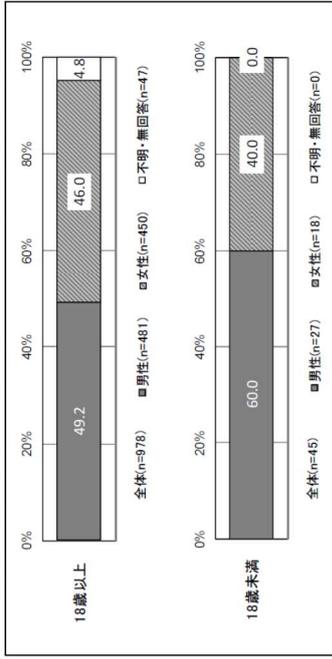
■年齢【1つに○】

「6～11歳」が44.4%で最も多く、「15～17歳」と「75歳以上」ともに31.3%がみついています。



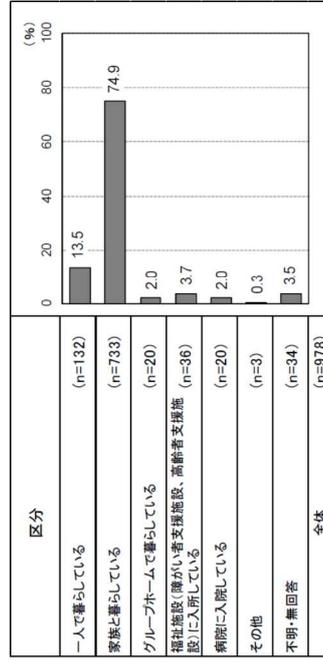
■性別【1つに○】

18歳以上では、「男性」が49.2%、「女性」が46.0%となっています。
18歳未満では、「男性」が60.0%、「女性」が40.0%となっています。



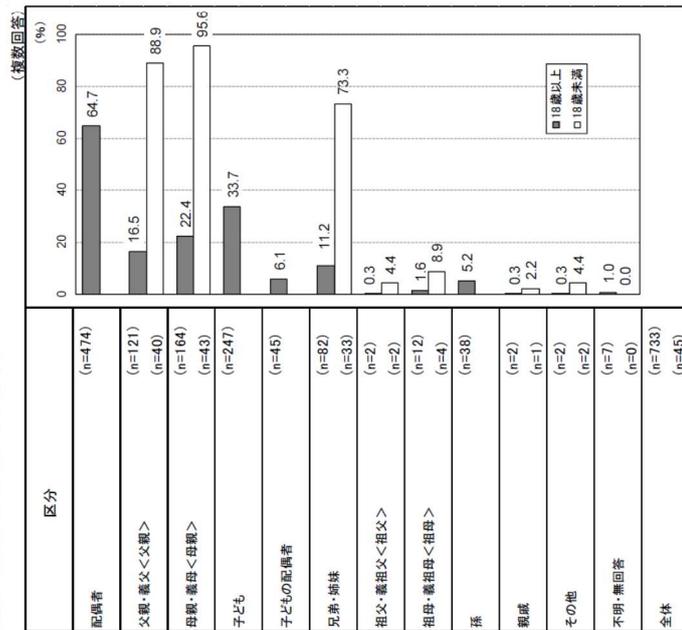
■生活状況【18歳以上の質問。1つに○】

「家族と暮らしている」が74.9%で最も多く、「一人で暮らしている」(13.5%)と「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)に入所している」(3.7%)がみついています。



■一緒に住んでいる人【あてはまるものすべてに○】
 ※18歳以上は、前の間で「家族と暮らしている」を回答した方への質問

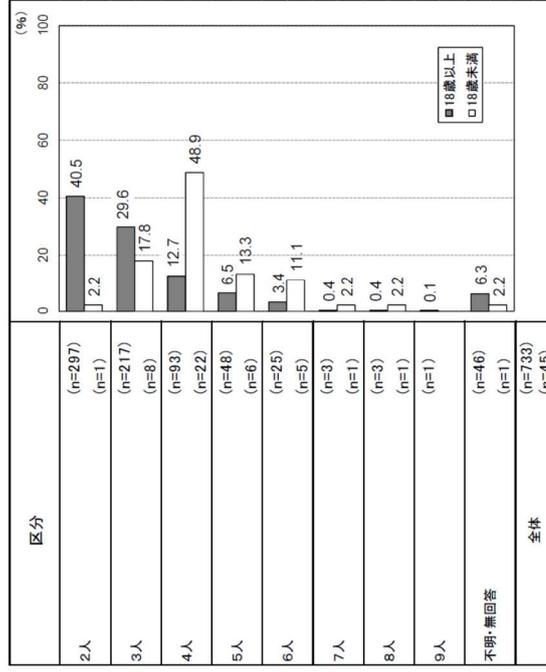
18歳以上では、「配偶者(夫・妻)」が64.7%で最も多く、「子ども」(33.7%)と「母親・義母」(22.4%)がつづいています。
 18歳未満では、「母親」が95.6%で最も多く、「父親」(88.9%)と「兄弟姉妹」(73.3%)がつづいています。



注：n数がない部分は、選択肢がなかったもの（18歳以上限定の選択肢）。
 選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

■一緒に住んでいる家族の人数（世帯人員）
 ※18歳以上は、前の間で「家族と暮らしている」を回答した方への質問

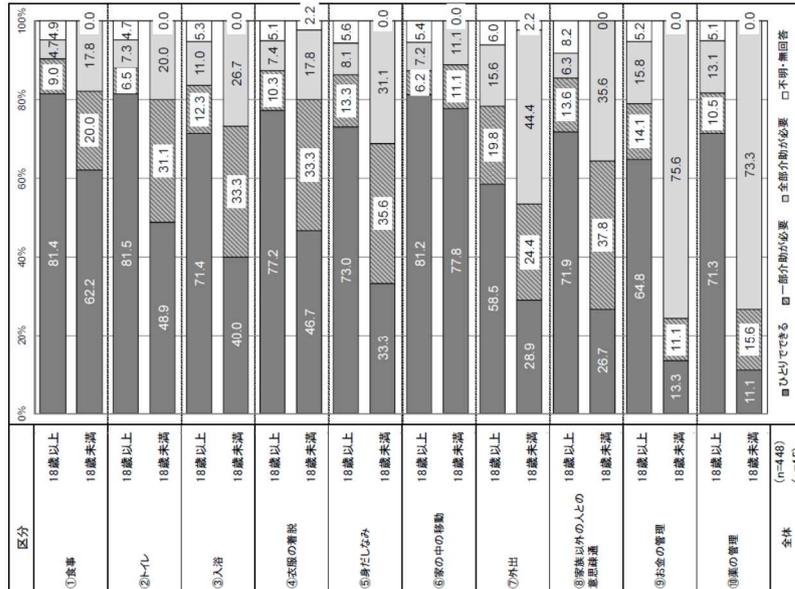
18歳以上では、「2人」が40.5%で最も多く、「3人」(29.6%)と「4人」(12.7%)がつづいています。平均は3.0人となっています。
 18歳未満では、「4人」が48.9%で最も多く、「3人」(17.8%)と「5人」(13.3%)がつづいています。平均は4.3人となっています。



注：n数がない部分は、選択肢がなかったもの（18歳以上限定の選択肢）。

■ 日常生活での要介助状況 【①～⑩のそれぞれ1つに○】

18歳以上では、「全部介助が必要」な日常生活は、「お金の管理」が15.8%で最も多く、「外出」(15.6%)と「薬の管理」(13.1%)がつづいています。
18歳未満では、「ひとりできる」日常生活は、「家の中の移動」が77.8%で最も多く、「食事」(62.2%)と「トイレ」(48.9%)がつづいています。

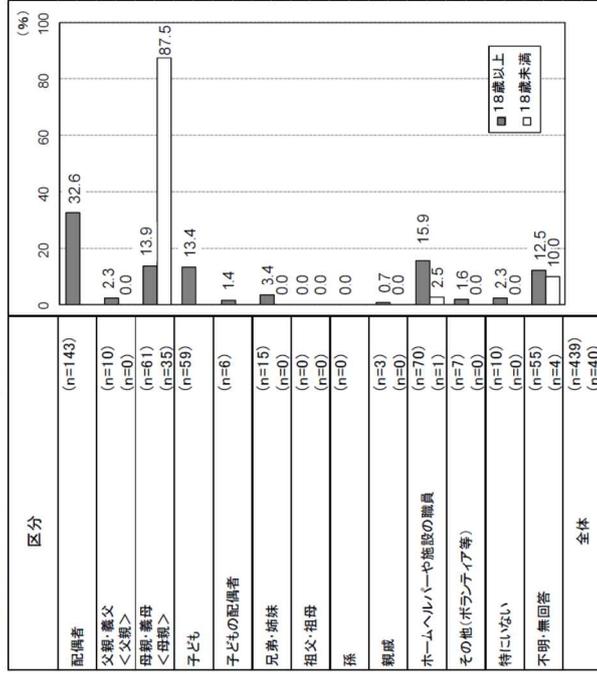


■ 主に介助してくれる人 【1つに○】

※前の間で1つでも「一部介助が必要」「全部介助が必要」を回答した方への質問

18歳以上では、「配偶者」が32.6%で最も多く、「ホームヘルパーや施設の職員」(15.9%)と「母親・義母」(13.9%)がつづいています。

18歳未満では、「母親」が87.5%で最も多く、「ホームヘルパーや施設の職員」(2.5%)がつづいています。



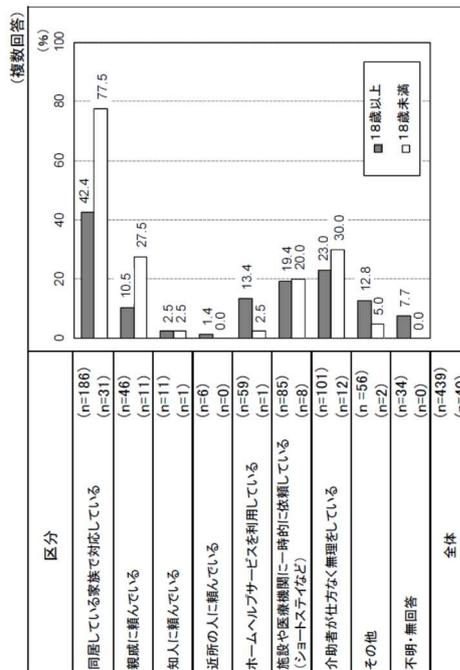
注：n数がない部分は、選択肢がなかったもの (18歳以上限定の選択肢)。選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

■ 介助者が、病気や事故・休養などで一時的に介助が難しくなった場合の対応 【あてはまるものすべてに○】

※前の問で1つでも「一部介助が必要」「全部介助が必要」を回答した方への質問

18歳以上では、「同居している家族で対応している」が42.4%で最も多く、「介助者が仕方なく無理をしている」(23.0%)と「施設や医療機関に一時的に依頼している(ショートステイなど)」(19.4%)がつづいています。

18歳未満では、「同居している家族で対応している」が77.5%で最も多く、「介助者が仕方なく無理をしている」(30.0%)と「親戚に頼んでいる」(27.5%)がつづいています。

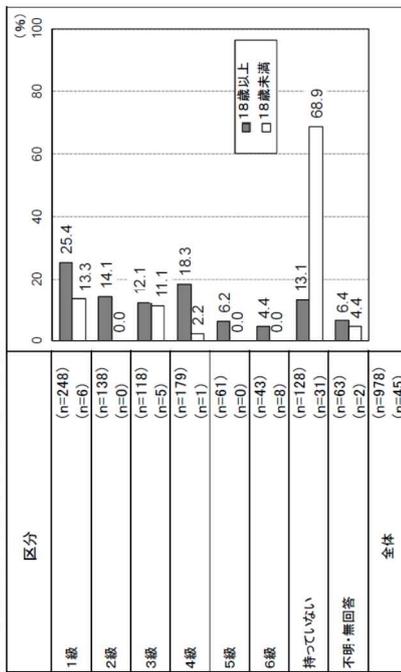


②障がいの状況について

■ 身体障害者手帳の所持状況 【1つに○】

18歳以上では、「1級」が25.4%で最も多く、「4級」(18.3%)と「2級」(14.1%)がつづいています。

18歳未満では、「持っていない」が68.9%で最も多く、「1級」(13.3%)と「3級」(11.1%)がつづいています。



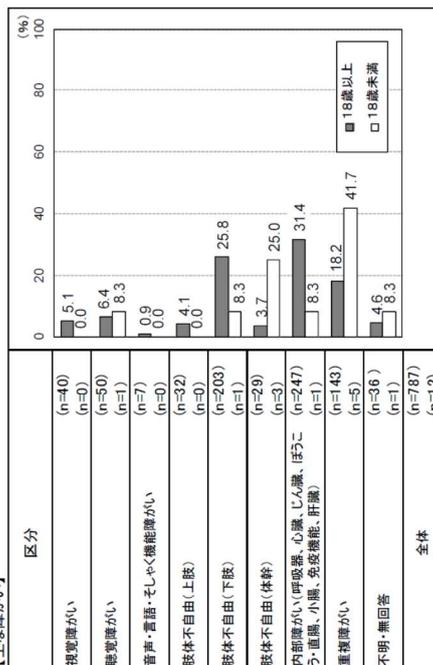
- 身体障害者手帳を持っている場合、あてはまる障がいはいはどれか
(重複障がいの場合は、主な障がいに◎、その他の障がいに○を記入)

【主な障がい】

18歳以上では、「内部障がい（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）」が31.4%で最も多く、「肢体不自由（下肢）」(25.8%)と「重複障がい」(18.2%)がつづいています。

18歳未満では、「重複障がい」が41.7%で最も多く、「肢体不自由（体幹）」が25.0%、「聴覚障がい」と「肢体不自由（下肢）」「内部障がい（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）」がともに8.3%がつづいています。

【主な障がい】

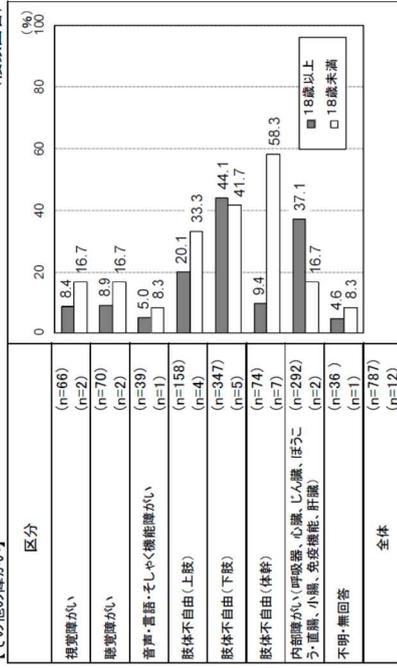


【その他の障がい】

18歳以上では、「肢体不自由（下肢）」が44.1%で最も多く、「内部障がい（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）」(37.1%)と「肢体不自由（上肢）」(20.1%)がつづいています。

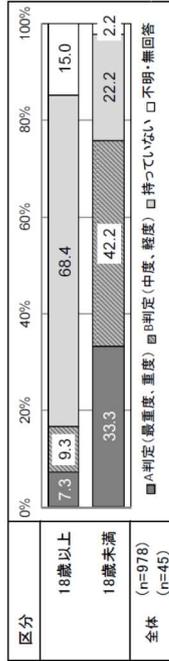
18歳未満では、「肢体不自由（体幹）」が58.3%で最も多く、「肢体不自由（下肢）」(41.7%)と「肢体不自由（上肢）」(33.3%)がつづいています。

【その他の障がい】



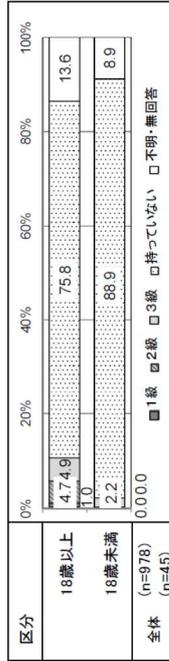
■療育手帳の所持状況【1つに○】

18歳以上では、「持っていない」が68.4%で最も多く、「B判定（中度、軽度）」（9.3%）と「A判定（最重度、重度）」（7.3%）がつづいています。
18歳未満では、「B判定（中度、軽度）」が42.2%で最も多く、「A判定（最重度、重度）」（33.3%）と「持っていない」（22.2%）がつづいています。



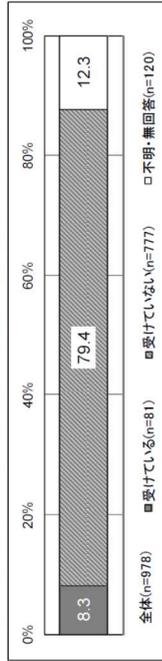
■精神障害者保健福祉手帳の所持状況【1つに○】

18歳以上では、「持っていない」が75.8%で最も多く、「3級」（4.9%）と「2級」（4.7%）がつづいています。
18歳未満では、「持っていない」が88.9%で最も多く、「3級」（2.2%）がつづいています。



■難病（特定疾患）の認定状況【18歳以上への質問。1つに○】

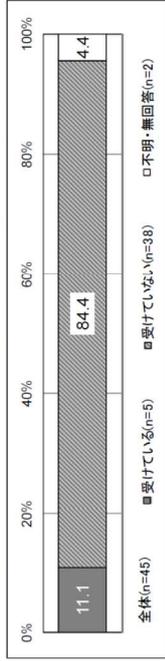
「受けていない」が79.4%、「受けている」が8.3%となっています。



■難病（特定疾患）・小児慢性特定疾患の認定状況

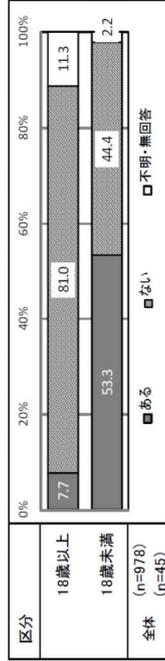
【18歳未満への質問。1つに○】

「受けていない」が84.4%、「受けている」が11.1%となっています。



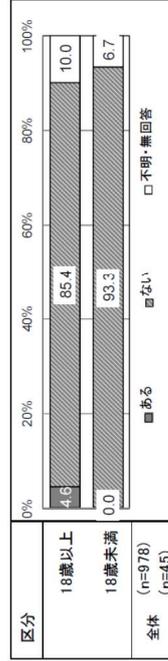
■発達障がいとして診断されたことはあるか【1つに○】

18歳以上では、「ない」が81.0%、「ある」が7.7%となっています。
18歳未満では、「ある」が53.3%、「ない」が44.4%となっています。



■高次脳機能障がいとして診断されたことはあるか【1つに○】

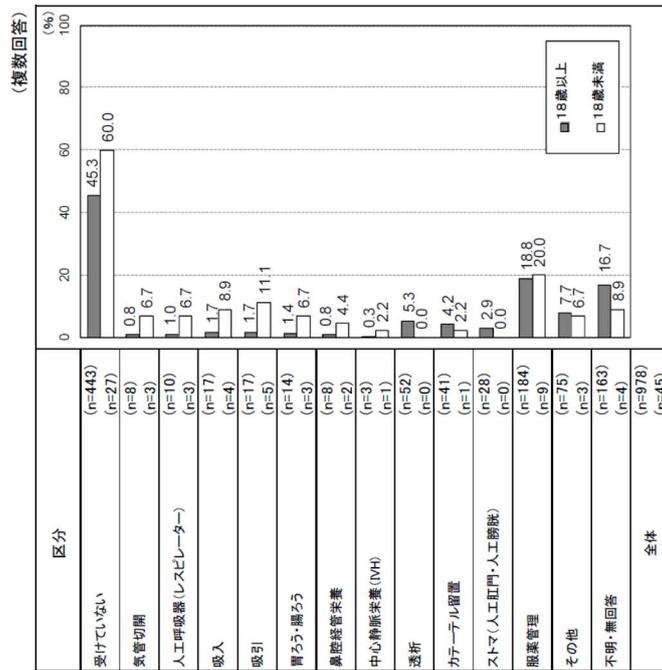
18歳以上では、「ない」が85.4%、「ある」が4.6%となっています。
18歳未満では、「ない」が93.3%、「ある」が0.0%となっています。



■ 現在受けている医療ケア 【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「受けていない」が45.3%で最も多く、「服薬管理」(18.8%)と「その他」(7.7%)がつづいています。

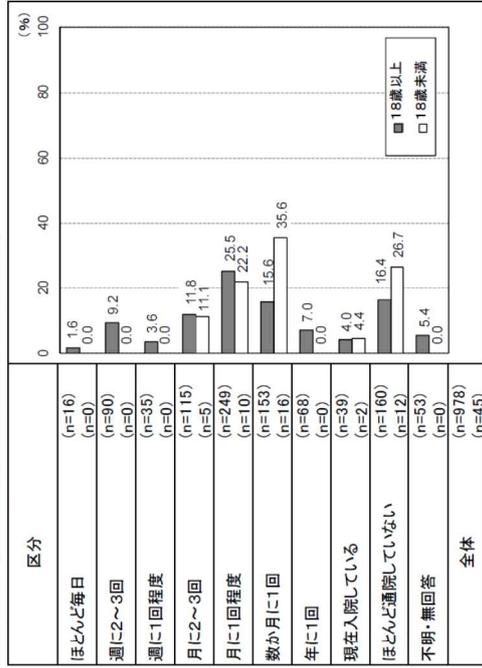
18歳未満では、「受けていない」が60.0%で最も多く、「服薬管理」(20.0%)と「吸引」(11.1%)がつづいています。



■ 障がい理由に、医療機関に通う頻度 【1つに○】

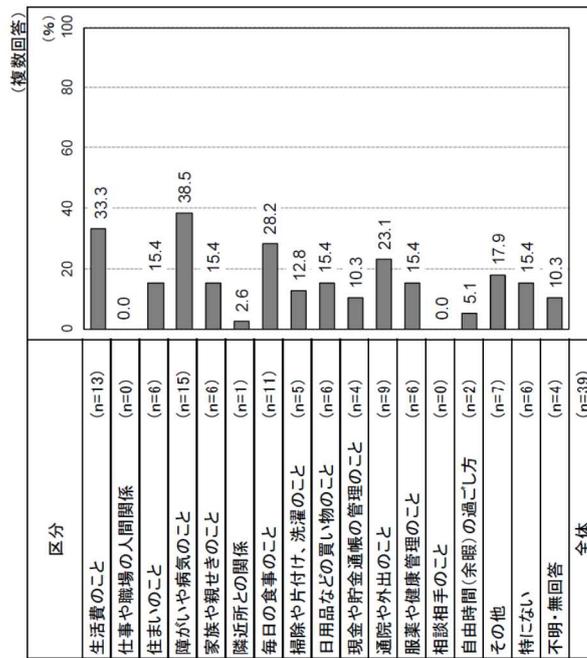
18歳以上では、「月に1回程度」が25.5%で最も多く、「ほとんど通院していない」(16.4%)と「数か月1回」(15.6%)がつづいています。

18歳未満では、「数か月1回」が35.6%で最も多く、「ほとんど通院していない」(26.7%)と「月に1回程度」(22.2%)がつづいています。



■ 退院する場合に心配なこと、不安なこと【あてはまるものすべてに○】
 ※前の問で「現在入院している」を回答した方への質問
 【18歳以上の質問】

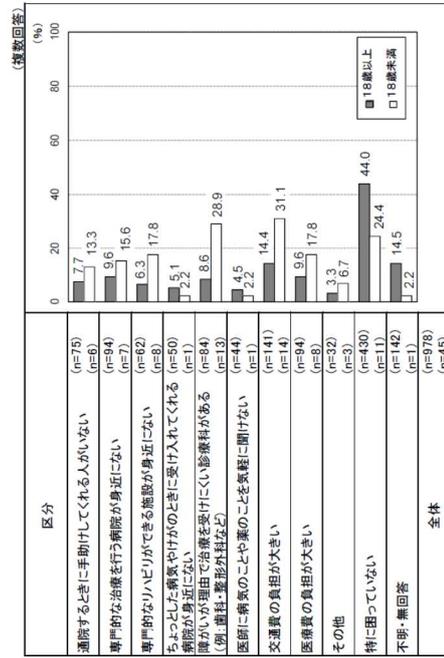
「障がいや病気に心配なこと、不安なこと」が38.5%で最も多く、「毎日の食費のこと」(28.2%)がついています。



■ 医療を受けるにあたり、困ること【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「特に困っていない」が44.0%で最も多く、「交通費の負担が大きい」(14.4%)と「専門的な治療を行う病院が身近にない」(9.6%)がついています。

18歳未満では、「交通費の負担が大きい」が31.1%で最も多く、「障がいがある理由で治療を受けにくい診療科がある(例：歯科・整形外科など)」(28.9%)と「特に困っていない」(24.4%)がついています。

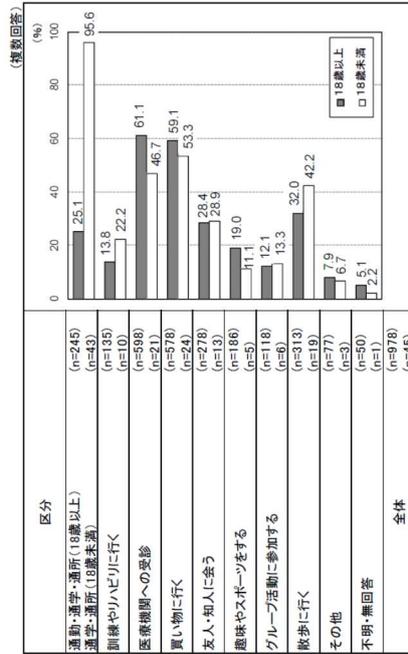


③外出の状況

■主な外出の目的【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「医療機関への受診」が61.1%で最も多く、「買い物物に行く」(59.1%)と「散歩に行く」(32.0%)がつづいています。

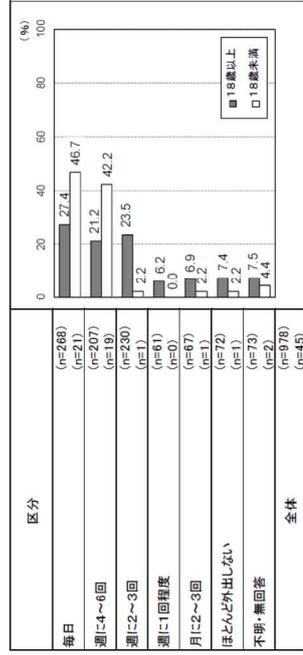
18歳未満では、「通学・通所」が95.6%で最も多く、「買い物物に行く」(53.3%)と「医療機関への受診」(46.7%)がつづいています。



■外出の頻度【1つに○】

18歳以上では、「毎日」が27.4%で最も多く、「週に2～3回」(23.5%)と「週に4～6回」(21.2%)がつづいています。

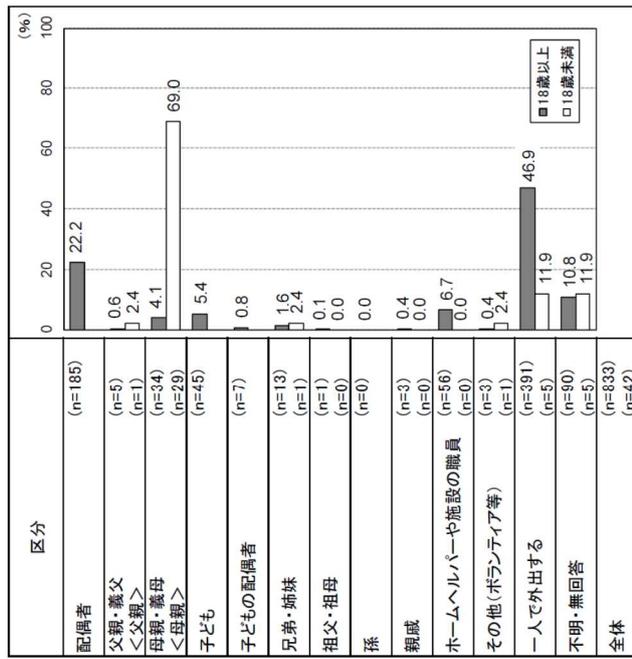
18歳未満では、「毎日」が46.7%で最も多く、「週に4～6回」が42.2%、「週に2～3回」と「月に2～3回」「ほとんど外出しない」がともに2.2%づつづいています。



■外出する際の主な同伴者【1つに○】
 ※前の問で「毎日」「週に4～6回」「週に2～3回」「週に1回程度」「月に2～3回」を回答した方への質問

18歳以上では、「一人で外出する」が46.9%で最も多く、「配偶者」(22.2%)と「ホームヘルパーや施設の職員」(6.7%)がつづいています。

18歳未満では、「母親」が69.0%で最も多く、「一人で外出する」が11.9%、「父親」と「兄弟・姉妹」「その他(ボランティア等)」がともに2.4%がつづいています。

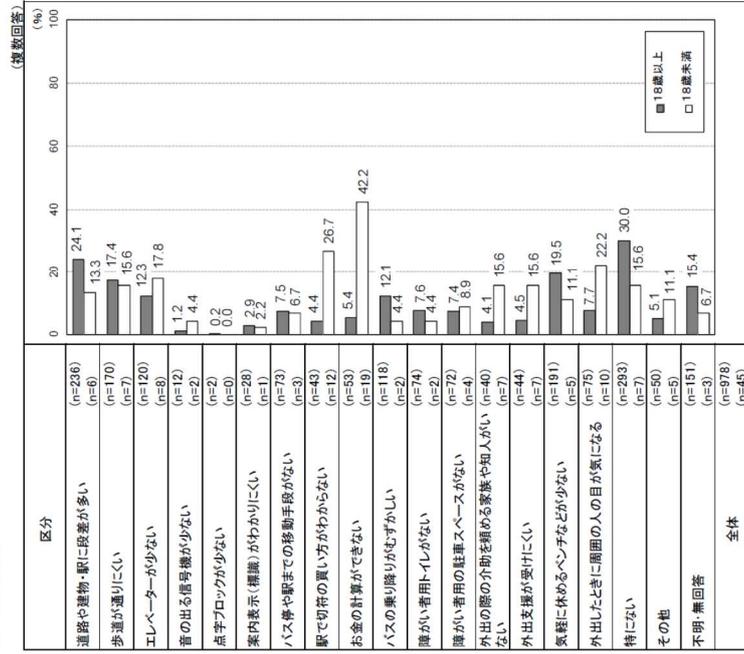


注：n数がない部分は、選択肢がなかったもの(18歳以上限定の選択肢)。選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

■外出するとき、または外出しようとするときに困ること
 【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「特にない」が30.0%で最も多く、「道路や建物・駅に段差が多い」(24.1%)と「気軽に休めるベンチなどが少ない」(19.5%)がつづいています。

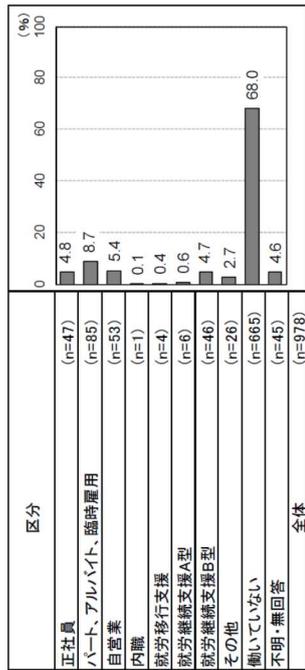
18歳未満では、「お金の計算ができない」が42.2%で最も多く、「駅で切符の買い方がわからない」(26.7%)と「外出したときに周囲の人の目が気になる」(22.2%)がつづいています。



④-a. 就労状況（18歳以上への質問）

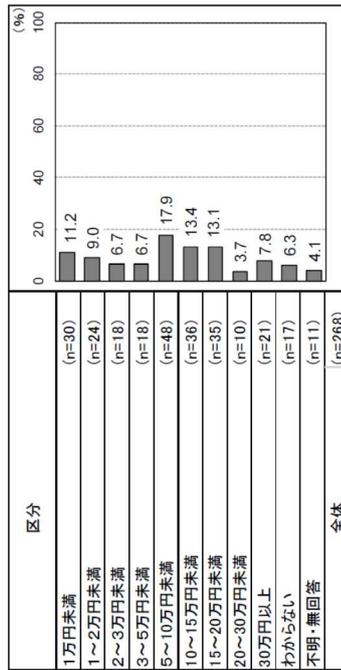
■現在の就労状況【1つに○】

「働いていない」が68.0%で最も多く、「パート、アルバイト、臨時雇用」(8.7%)と「自営業」(5.4%)がみついています。



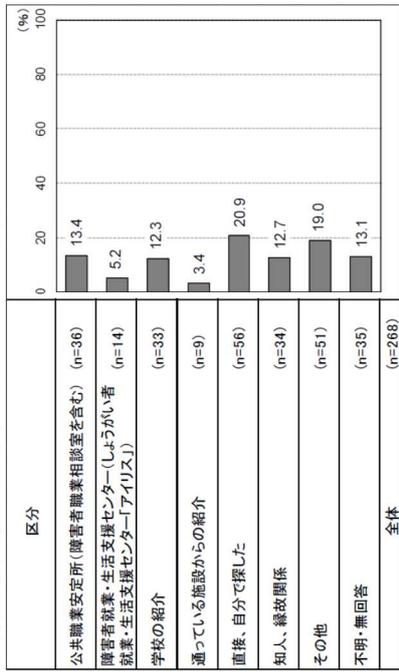
■就労による平均月収【1つに○】

「5～10万円未満」が17.9%で最も多く、「10～15万円未満」(13.4%)と「15～20万円未満」(13.1%)がみついています。



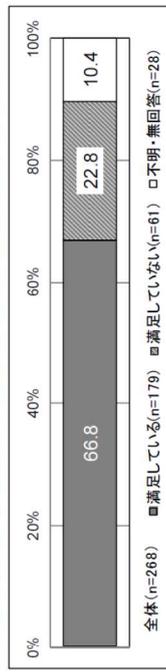
■現在の仕事を見つけた方法【1つに○】

「直接、自分で探した」が20.9%で最も多く、「その他」(19.0%)と「公共職業安定所（障害者職業相談室を含む）」(13.4%)がみついています。



■仕事の満足度【1つに○】

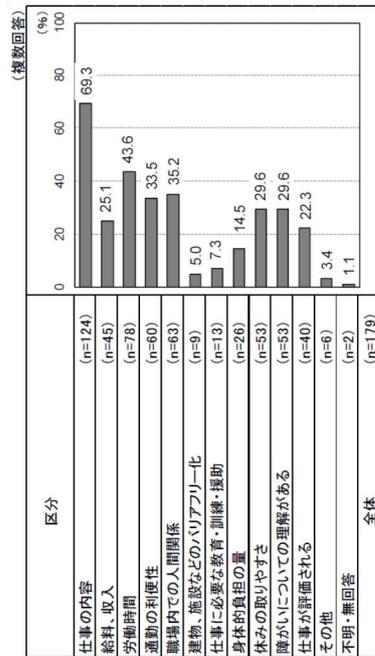
「満足している」が66.8%、「満足していない」が22.8%となっています。



■ 満足している理由 【あてはまるものすべてに○】

※前問で「満足している」を回答した方への質問

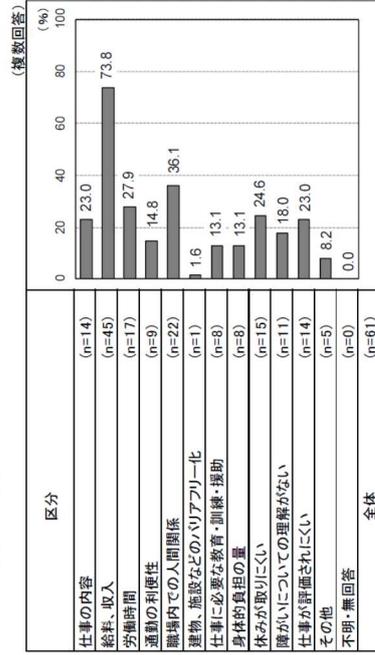
「仕事の内容」が69.3%で最も多く、「労働時間」(43.6%)と「職場内での人間関係」(35.2%)がみついています。



■ 満足していない理由 【あてはまるものすべてに○】

※前問で「満足していない」を回答した方への質問

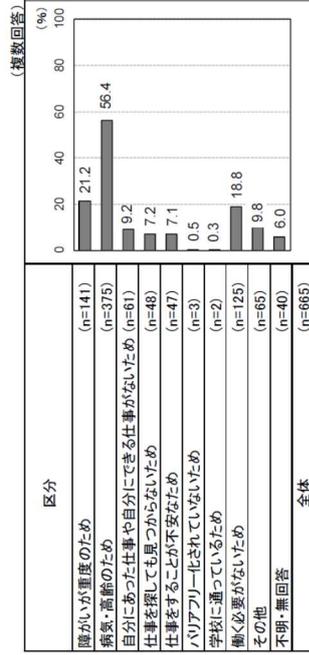
「給料・収入」が73.8%で最も多く、「職場内での人間関係」(36.1%)と「労働時間」(27.9%)がみついています。



■ 仕事をしない理由 【あてはまるものすべてに○】

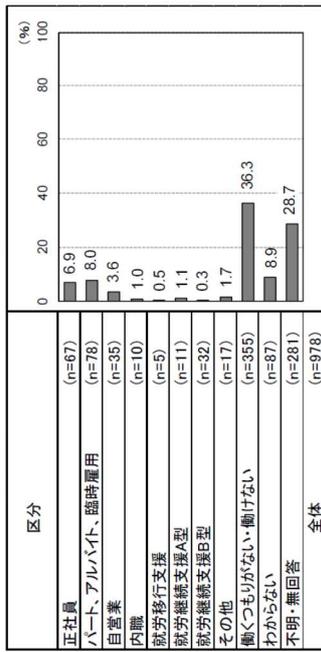
※前問で「働いていない」を回答した方への質問

「病気・高齢のため」が56.4%で最も多く、「障がい軽度のため」(21.2%)と「働く必要がないため」(18.8%)がみついています。



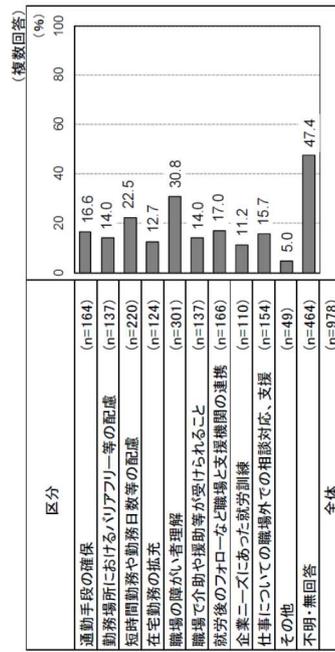
■ 今後、どのように働いていきたいか 【1つに○】

「働くつもりがない・働けない」が36.3%で最も多く、「わからない」(8.9%)と「パート、アルバイト、臨時雇用」(8.0%)がつづいています。



■ 障がい者の就労支援として、必要だと思うこと 【あてはまるものすべてに○】

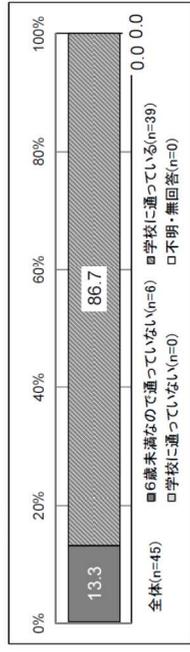
「職場の障がい者理解」が30.8%で最も多く、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(22.5%)と「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(17.0%)がつづいています。



④-b. 就学状況 (18歳未満への質問)

■ 現在の就学状況 【1つに○】

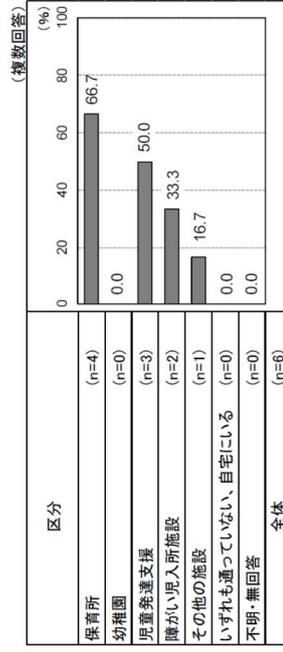
「学校に通っている」が86.7%で最も多く、「6歳未満なので通っていない」(13.3%)がつづいています。



■ 日中の通園・通所先 【あてはまるものすべてに○】

※前の問で「6歳未満なので通っていない」と回答した方への質問

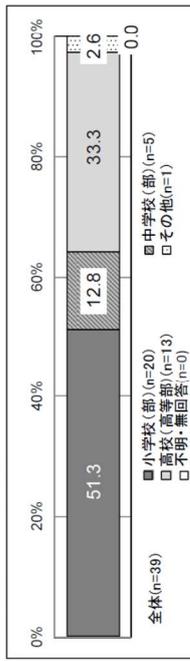
「保育所」が66.7%で最も多く、「児童発達支援」(50.0%)と「障がい児入所施設」(33.3%)がつづいています。



■ 在籍先【1つに○】

※前の問で「学校に通っている」と回答した方への質問

「小学校(部)」が51.3%で最も多く、「高校(高等部)」(33.3%)と「中学校(部)」(12.8%)がつついています。



【内訳】

小学校(部)では、「特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱)」が45.0%で最も多く、「特別支援学級」(40.0%)と「通常学級」(15.0%)がつついています。

中学校(部)では、「特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱)」が60.0%で最も多く、「特別支援学級」(20.0%)がつついています。

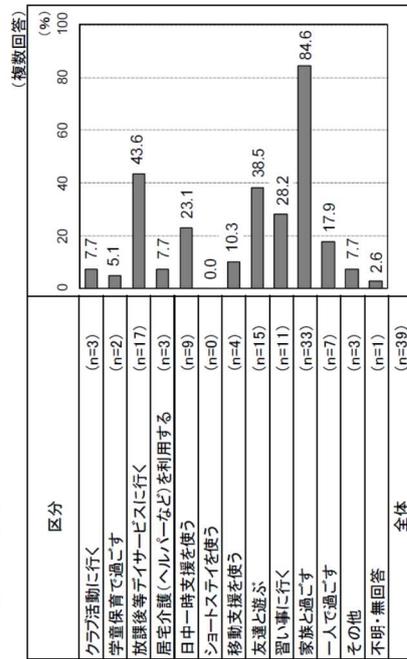
高校(高等部)では、「特別支援学校(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱)」が92.3%で最も多く、「特別支援学級」(7.7%)がつついています。

(単位 上段：人、下段：%)

	通常学級	特別支援学級	特別支援学校	不明・無回答
小学校(部)	3 15.0	8 40.0	9 45.0	0 0.0
中学校(部)	0 0.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0
高校(高等部)	0 0.0	1 7.7	12 92.3	0 0.0

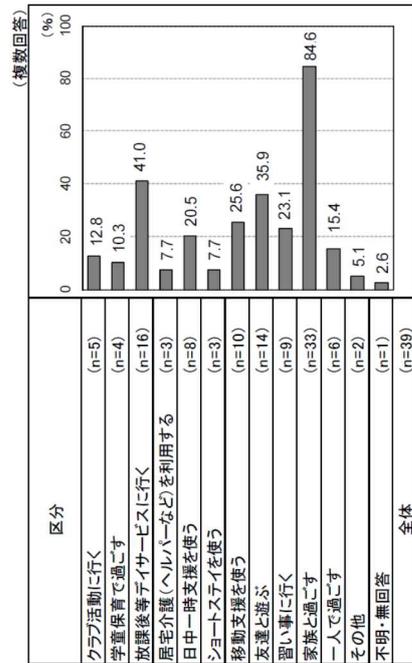
■ 放課後の過ごし方【あてはまるものすべてに○】

「家族と過ごす」が84.6%で最も多く、「放課後等デイサービスに行く」(43.6%)と「友達と遊ぶ」(38.5%)がつついています。



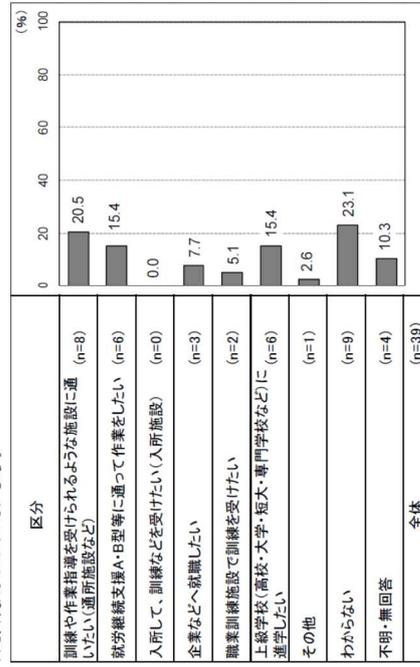
■ 夏休みなどの長期休暇の過ごし方 【あてはまるものすべてに○】

「家族と過ごす」が84.6%で最も多く、「放課後等デイサービスに行く」(41.0%)と「友達と遊ぶ」(35.9%)がつついています。



■ 学校(中学校(中学部)、高校(高等部))卒業後の希望進路【1つに○】

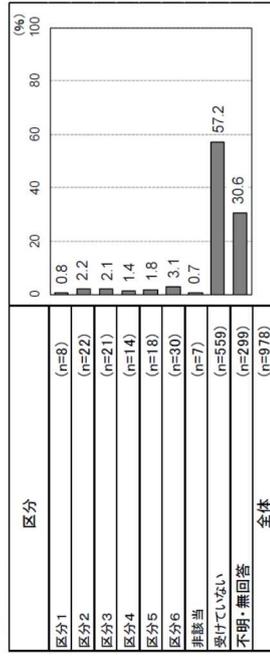
「わからない」が23.1%で最も多く、「訓練や作業指導を受けられるような施設に通いたい(通所施設など)」(20.5%)と「就労継続支援A・B型等に通って作業をしたい」(15.4%)がつついています。



⑤福祉サービスの状況

■障害支援（程度）区分の認定状況【18歳以上への質問。1つに○】

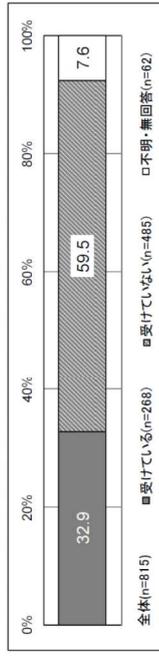
「受けていない」が57.2%で最も多く、「区分6」(3.1%)と「区分2」(2.2%)がつづいています。



■介護保険の要介護認定の状況【1つに○】

※40歳以上の方への質問

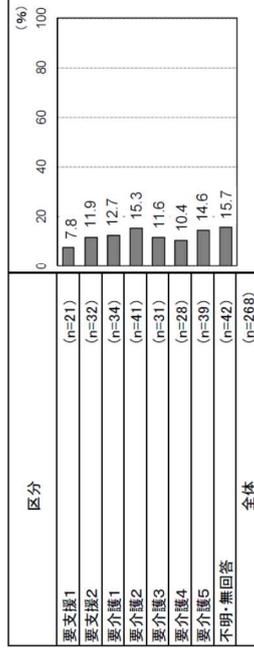
「受けていない」が59.5%、「受けている」が32.9%となっています。



■要介護度の状況【1つに○】

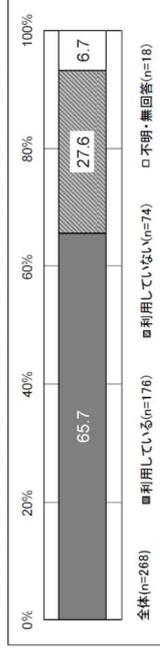
※前の問で「受けている」を回答した方への質問

「要介護2」が15.3%で最も多く、「要介護5」(14.6%)と「要介護1」(12.7%)がつづいています。



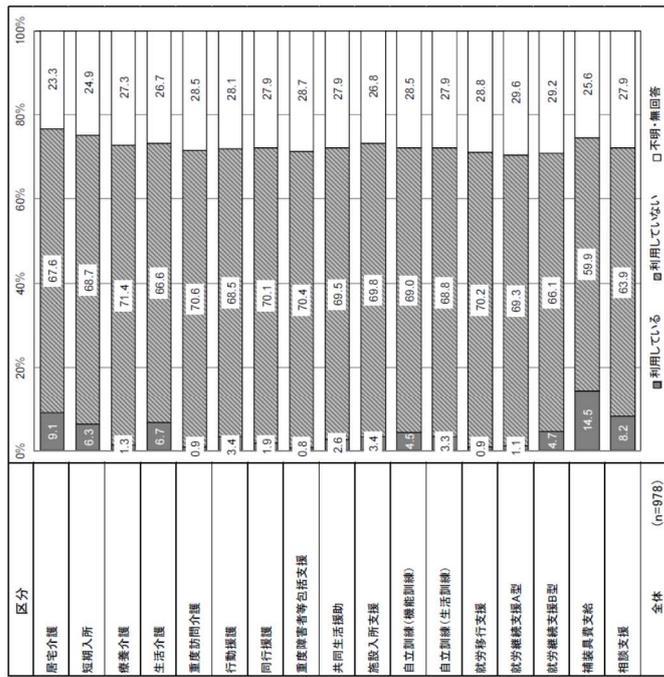
■介護保険によるサービスの利用状況【1つに○】

「利用している」が65.7%、「利用していない」が27.6%となっています。



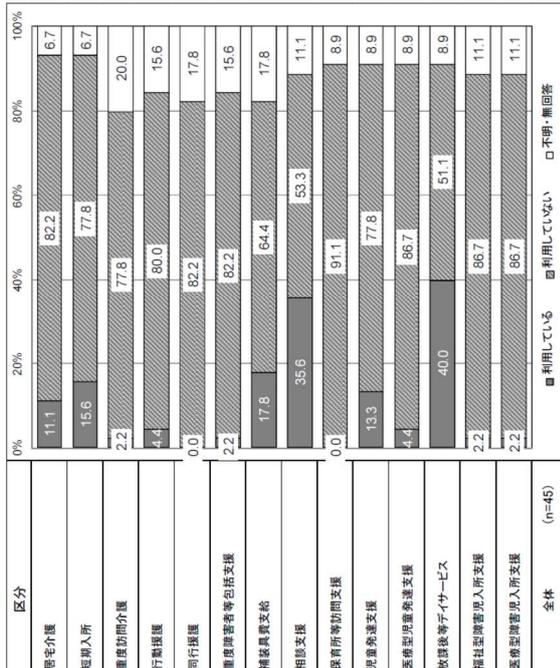
■ サービスごとの利用状況と、今後3年間の利用意向

【障がい福祉サービスの利用状況／18歳以上】
「利用している」と回答した人は、「補装具費支給」が14.5%で最も多く、「居宅介護」(9.1%)と「相談支援」(8.2%)がつかっています。



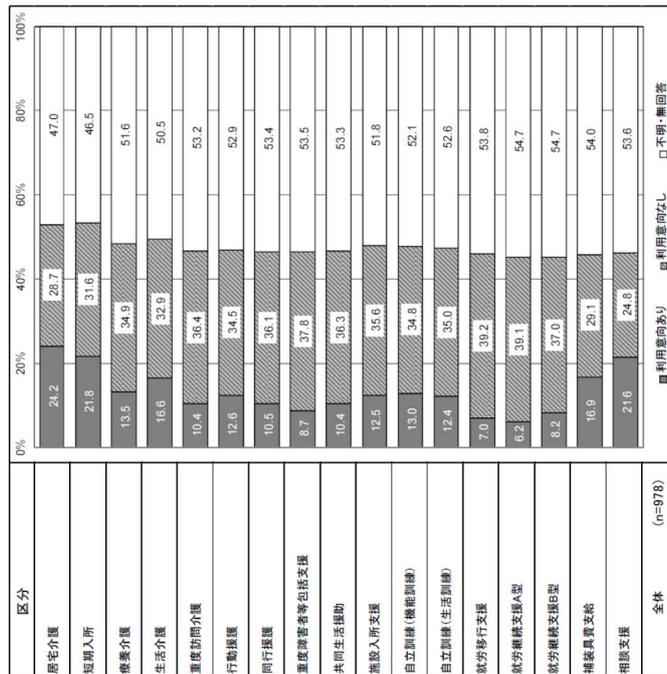
【障がい福祉サービスの利用状況／18歳未満】

「利用している」と回答した人は、「放課後等サービス」が40.0%で最も多く、「相談支援」(35.6%)と「補装具費支給」(17.8%)がつかっています。



【障がい福祉サービスの利用意向/18歳以上】

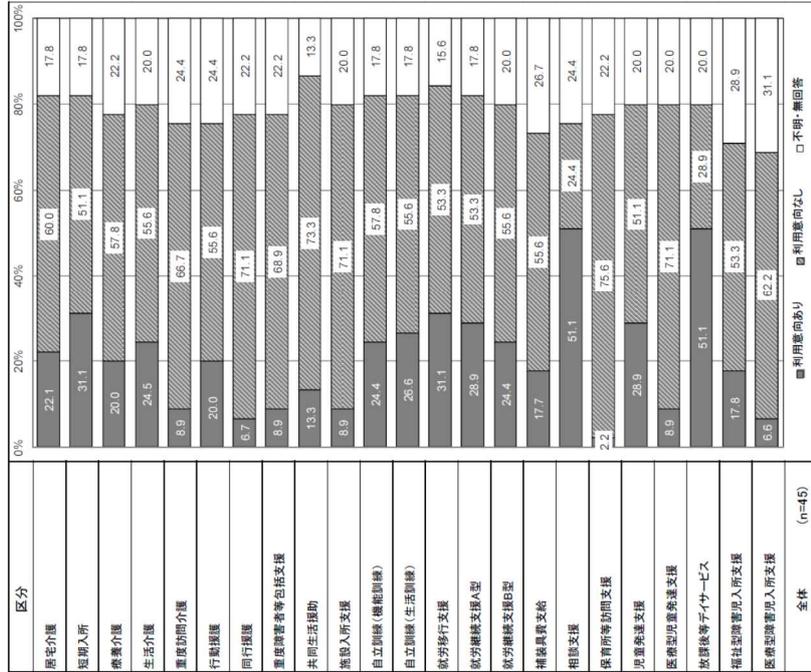
「居宅介護」が24.2%で最も多く、「短期入所」(21.8%)と「相談支援」(21.6%)がつづいています。



注:「利用意向あり」は「現在利用していないが今後利用したい」と「これまでのサービス量で利用したい」と「もっとサービス量を増やしたい」の合計

【障がい福祉サービスの利用意向/18歳未満】

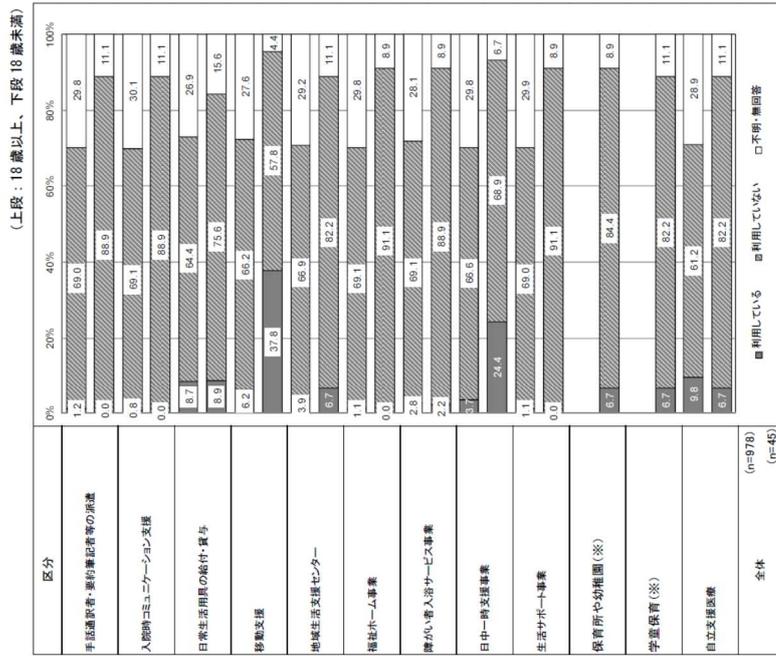
「相談支援」「放課後等デイサービス」がともに51.1%で最も多く、「短期入所」と「就労移行支援」がともに31.1%がつづいています。



注:「利用意向あり」は「現在利用していないが今後利用したい」と「これまでのサービス量で利用したい」と「もっとサービス量を増やしたい」の合計

【地域生活支援事業等の利用状況】

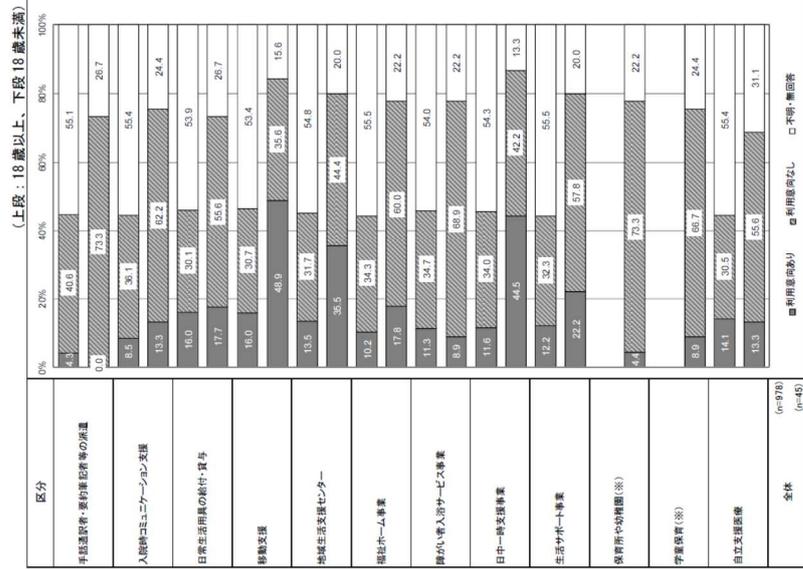
18歳以上では、「利用している」と回答した人は、「自立支援医療」が9.8%で最も多く、「日常生活用具の給付・貸与」(8.7%)と「移動支援」(6.2%)がつづいています。
18歳未満では、「利用している」と回答した人は、「移動支援」が37.8%で最も多く、「日中一時支援」(24.4%)と「日常生活用具の給付・貸与」(8.9%)がつづいています。



注：(※)は18歳未満限定の選択肢

【地域生活支援事業等の利用意向】

18歳以上では、「日常生活用具の給付・貸与」と「移動支援」が16.0%で最も多く、「自立支援医療」(14.1%)がつづいています。
18歳未満では、「移動支援」が48.9%で最も多く、「日中一時支援」(44.5%)と「地域活動支援センター」(35.5%)がつづいています。

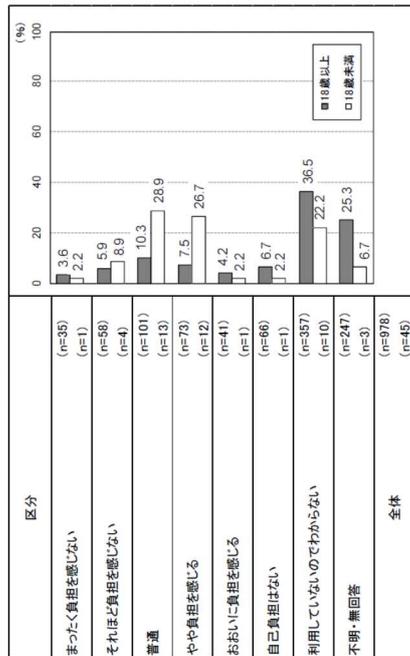


注：「利用意向あり」は「現在利用していないが今後利用したい」と「これまでのサービス量で利用したい」と「もっとサービス量を増やしたい」の合計
(※)は18歳未満限定の選択肢

■ サービスの利用料の負担感 【1 つに○】

18歳以上では、「利用していないのでわからない」が36.5%で最も多く、「普通」(10.3%)と「やや負担を感じる」(7.5%)がつついています。

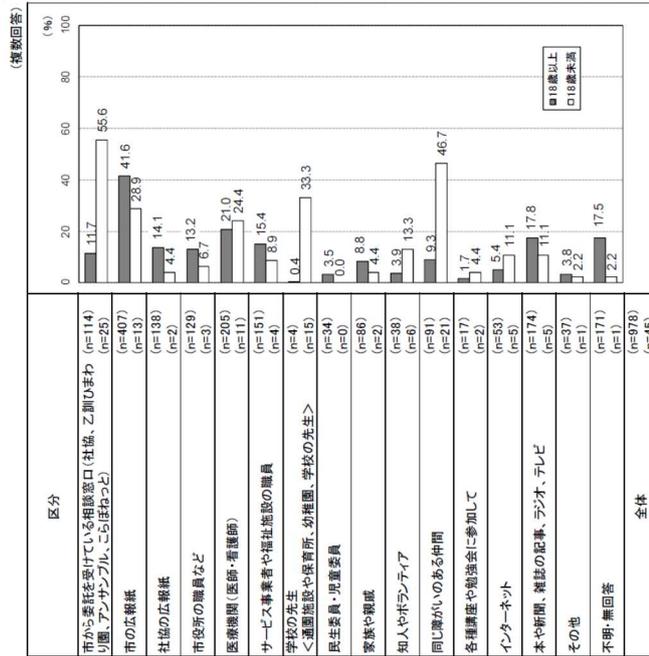
18歳未満では、「普通」が28.9%で最も多く、「やや負担を感じる」(26.7%)と「利用していないのでわからない」(22.2%)がつついています。



■ 福祉サービスや制度などに関する情報源

18歳以上では、「市の広報紙」が41.6%で最も多く、「医療機関(医師・看護師)」(21.0%)と「本や新聞、雑誌の記事、ラジオ、テレビ」(17.8%)がつついています。

18歳未満では、「市から委託を受けている相談窓口(社協、乙訓ひまわり園、アンサンプル、こらぼなっと)」が55.6%で最も多く、「同じ障がいのある仲間」(46.7%)と「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」(33.3%)がつついています。

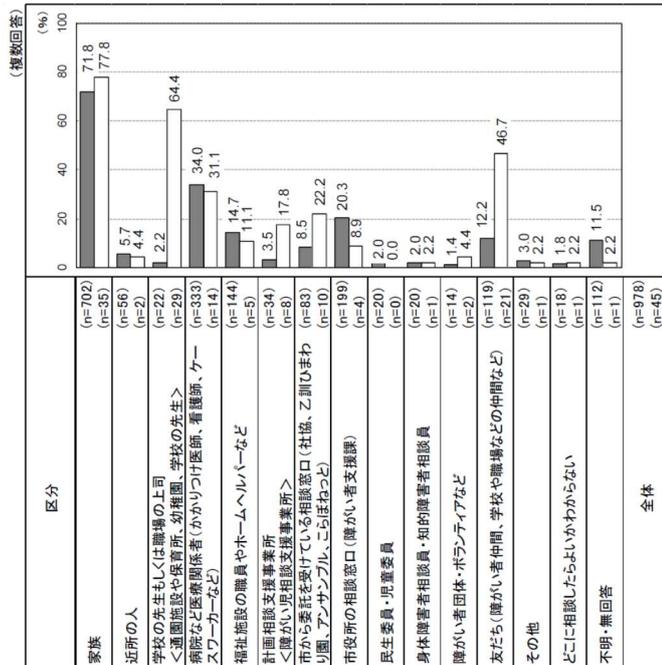


注：選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

⑥相談相手について

■何か困ったときに相談する相手 【あてはまるものすべてに○】

「家族」が71.8%で最も多く、「病院などの医療関係者（かかりつけ医師、看護師、ケースワーカーなど）」(34.0%)と「市役所の相談窓口（障がい者支援課）」(20.3%)が見つづいています。



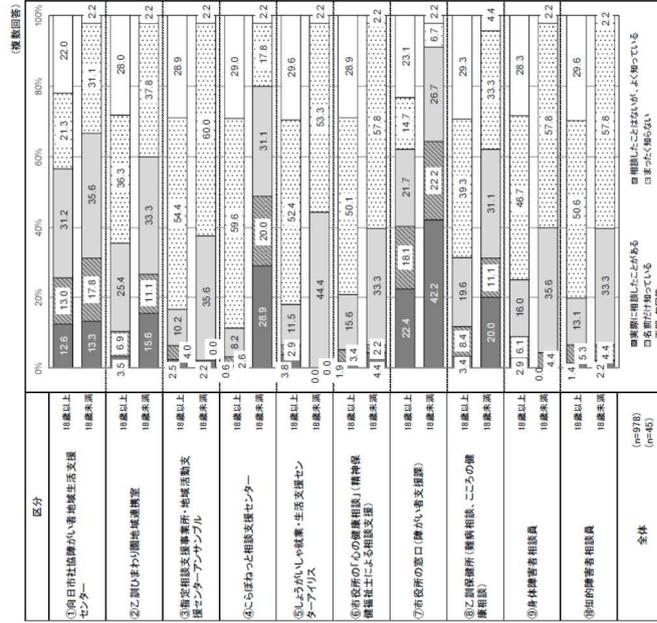
注：選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

■相談窓口・機関についての認知度

【①～⑩それぞれについて1～4の中から1つに○】

18歳以上では、「実際に相談したことがある」は「市役所の窓口（障がい者支援課）」が22.4%で最も多く、次いで「向日市社協障がい者地域生活支援センター」が12.6%、他の窓口・機関はすべて5%未満となっています。

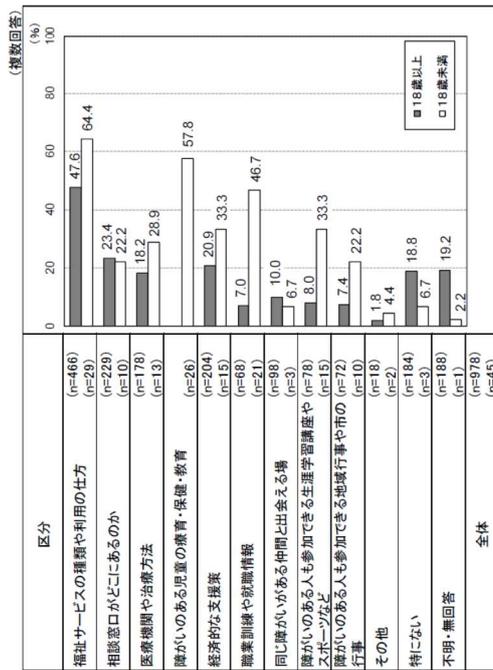
18歳未満では、各相談窓口・機関の利用状況をみると、「実際に相談したことがある」は「市役所の窓口（障がい者支援課）」が42.2%で最も多く、次いで「こらぼなつと相談支援センター」(28.9%)と「乙訓保健所（難病相談、こころの健康相談）」(20.0%)が見つづいています。



■ 知りたい情報の内容 【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「福祉サービスの種類や利用の仕方」が47.6%で最も多く、「相談窓口がどこにあるのか」(23.4%)と「経済的な支援策」(20.9%)がつづいています。

18歳未満では、「福祉サービスの種類や利用の仕方」が64.4%で最も多く、「障がいのある児童の療育・保育・教育」(57.8%)と「職業訓練や就職情報」(46.7%)がつづいています。

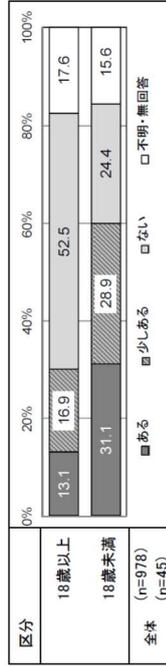


⑦ 権利擁護について

■ 障がいのあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか 【1つに○】

18歳以上では、「ない」が52.5%で最も多く、「少しある」(16.9%)と「ある」(13.1%)がつづいています。

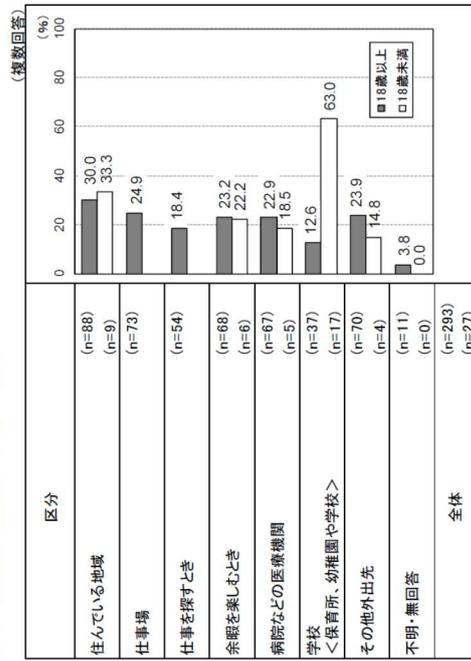
18歳未満では、「ある」が31.1%で最も多く、「少しある」(28.9%)と「ない」(24.4%)がつづいています。



■ 差別や嫌な思いをした場所【あてはまるものすべてに○】

※前の問で「ある」「少しある」を回答した方への質問

「保育園、幼稚園や学校」が63.0%で最も多く、「住んでいる地域」(33.3%)と「余暇を楽しむとき」(22.2%)がつづいています。

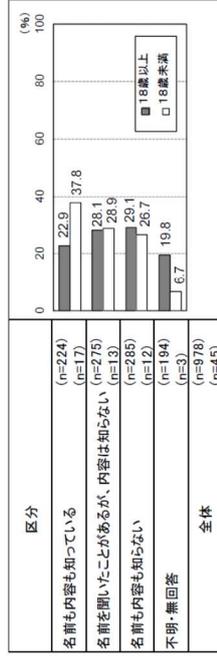


注：n数がない部分は、選択肢がなかったもの（18歳以上限定の選択肢）。
選択肢の<>カッコ内は、18歳未満に対するもの。

■ 成年後見人制度の認知度【1つに○】

18歳以上では、「名前も内容も知らない」が29.1%で最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.1%)と「名前も内容も知っている」(22.9%)がつづいています。

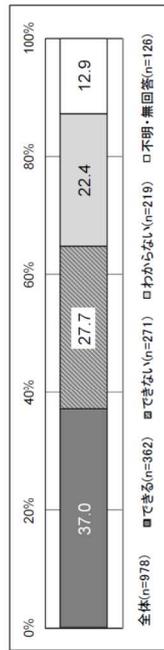
18歳未満では、「名前も内容も知っている」が37.8%で最も多く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(28.9%)と「名前も内容も知らない」(26.7%)がつづいています。



⑧災害時の避難等について

- 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか
【18歳以上への質問。1つに○】

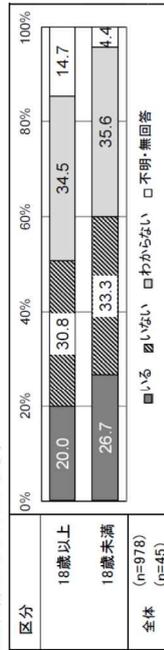
「できる」が37.0%で最も多く、「できない」(27.7%)と「わからない」(22.4%)がつづいています。



- 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、火事や地震等の災害時に近所に助けてくれる人はいるか

18歳以上、「わからない」が34.5%で最も多く、「いない」(30.8%)と「いる」(20.0%)がつづいています。

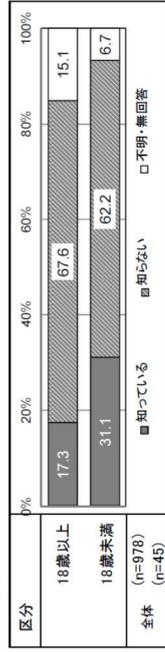
18歳未満、「わからない」が35.6%で最も多く、「いない」(33.3%)と「いる」(26.7%)がつづいています。



- 「災害時要配慮者避難支援事業」の認知度【1つに○】

18歳以上では、「知らない」が67.6%、「知っている」が17.3%となっています。

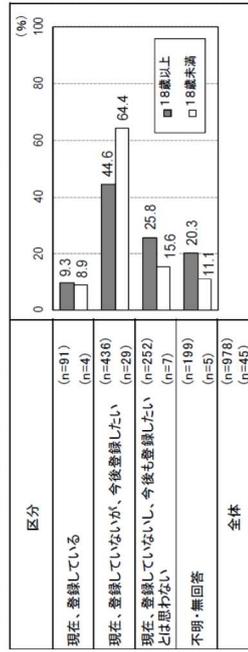
18歳未満では、「知らない」が62.2%、「知っている」が31.1%となっています。



- 災害時要配慮者避難支援事業への登録状況【1つに○】

18歳以上では、「現在、登録していないが、今後登録したい」が44.6%で最も多く、「現在、登録していないし、今後も登録したいとは思わない」(25.8%)と「現在、登録している」(9.3%)がつづいています。

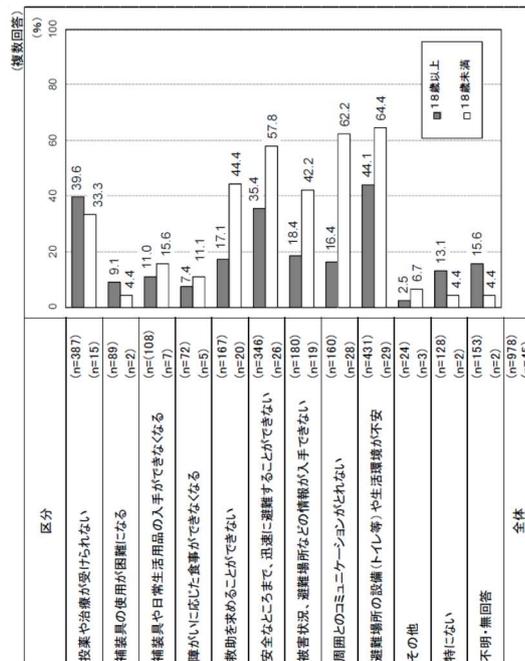
18歳未満では、「現在、登録していないが、今後登録したい」が64.4%で最も多く、「現在、登録していないし、今後も登録したいとは思わない」(15.6%)と「現在、登録している」(8.9%)がつづいています。



■ 火事や地震等の災害時に困ること 【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が44.1%で最も多く、「投薬や治療が受けられない」(39.6%)と「安全なところまで、迅速に避難することができない」(35.4%)がみつづいています。

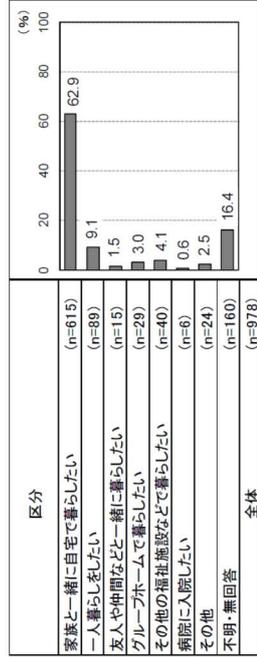
18歳未満では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が64.4%で最も多く、「周囲とのコミュニケーションがとれない」(62.2%)と「安全なところまで、迅速に避難することができない」(57.8%)がみつづいています。



⑨ その他

■ 今後、希望するに暮らし方 【18歳以上の質問。1つに○】

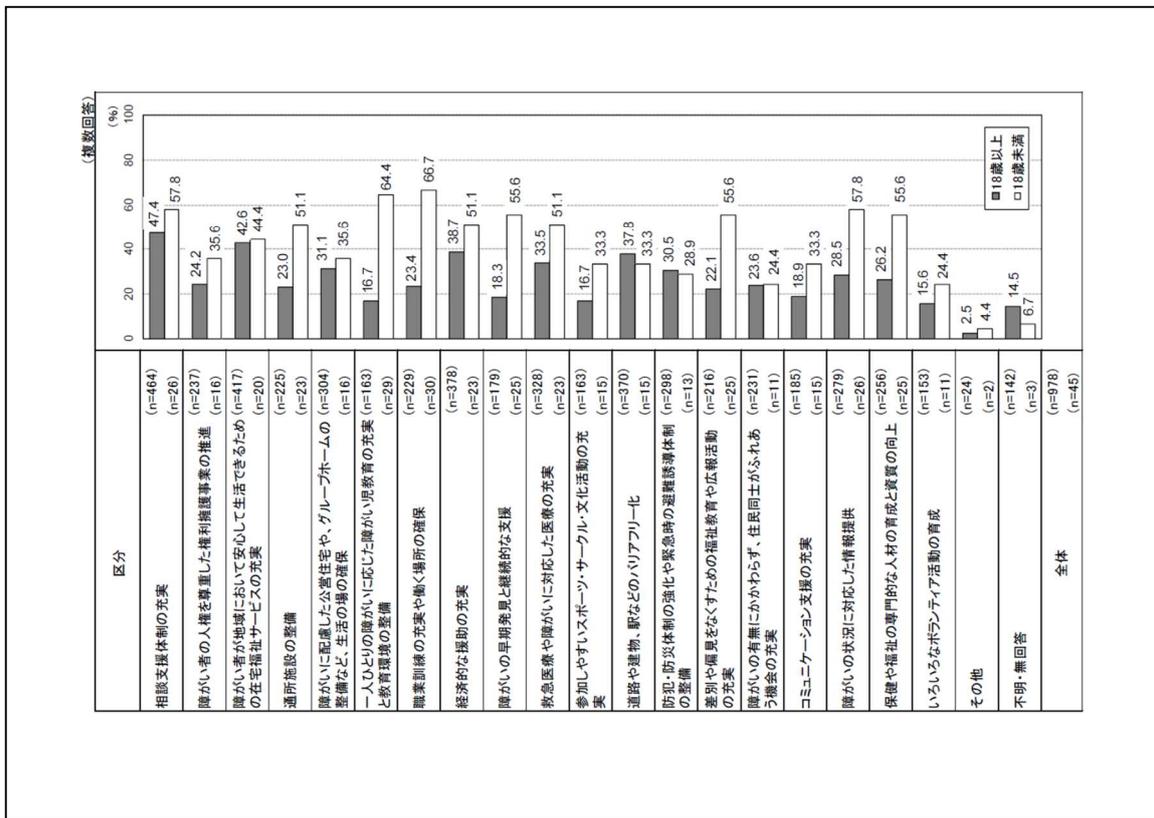
「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が62.9%で最も多く、「一人暮らしを希望するに暮らしたい」(9.1%)と「その他の福祉施設などで暮らしたい」(4.1%)がみつづいています。



■ 障がいのある人が地域で生活していくために必要だと思うこと 【あてはまるものすべてに○】

18歳以上では、「相談支援体制の充実」が47.4%で最も多く、「障がい者が地域において安心して生活できるための住宅福祉サービスの充実」(42.6%)と「経済的な援助の充実」(38.7%)がみつづいています。

18歳以上では、「職業訓練の充実や働く場所の確保」が66.7%で最も多く、「一人ひとりの障がいに応じた障がい児教育の充実と教育環境の整備」が64.4%、「相談支援体制の充実」と「障がいの状況に対応した情報提供」がともに57.8%がみつづいています。



4. 用語解説

ア行

- 乙訓圏域障がい者自立支援協議会
乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町の2市1町）で生活する障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関など地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。
- 乙訓障がい者基幹相談支援センター
乙訓地域における障がいのある人の総合的な相談支援体制の強化を図るため、「障害者総合支援法」に基づき向日市、長岡京市、大山崎町が設置した機関。
地域の相談支援の中核的な役割を担う。
- 乙訓障がい者虐待防止センター
「障害者虐待防止法」に基づき、向日市、長岡京市、大山崎町が設置した機関で、障がいのある人の虐待に関する相談や、虐待防止の取組などを行う機関。障がいのある人に対する虐待を発見した人や虐待を受けている障がいのある人本人からの通報・届出の受付などを行う。

カ行

- ガイドヘルプ
障がいを理由に行動や外出が困難な人につき添い、支援するサービス。
視覚障がいのある人の移動の援護その他の便宜を供与する「同行援護」、知的障がいまたは精神障がいのある人の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護などを行う「行動援護」、障がいにより外出が困難な人を支援するために市町村がサービスを提供する「移動支援」がある。
- 教育支援委員会
障がいのある幼児、児童や生徒に関する教育相談や、教育委員会が就学先を決定する際の助言などを行うため、都道府県や市町村に設置される委員会。
- 共生社会
障がいの有無に関わらず、すべての人が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

● 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が共同生活を営む住居で、主として夜間に相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

● 高次脳機能障がい

脳の損傷などによって記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して日常生活や社会生活が困難になる後遺症のこと。

● 合理的配慮

社会的障壁の除去を必要としている人がいて、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講じること。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」などに規定されている。

● 「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」（向日市手話言語条例）

市民の手話への理解の促進と手話の普及を促進し、聴覚障がいの有無に関わらず、安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指すことを目的に、平成 29 年 3 月 3 日に施行された向日市の条例。

サ行

● 支援ファイル

医療、保健、福祉、教育、労働等

の各機関が共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズなどを記す、相談・支援のための記録簿。

● 児童発達支援事業

「児童福祉法」に基づく障がいのある子ども（未就学児）に対する通所支援のひとつで、身近な施設で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などが受けられるサービス。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護を行う長時間滞在型のサービス。

● 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に就労の機会を提供するサービス。

就労の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うにあたり、雇用契約に基づく A 型と、雇用契約に基づかない B 型とがある。

●障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。平成16年6月の「障害者基本法」改正により定められた。障がい福祉について国民の関心と理解を深め、障がいのある人の社会参加意欲を高めることが目的で、この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等がさまざまな意識啓発の取組を展開する。

●ショートステイ

自宅で介護を行っている人が、病気などで一時的に介護を行うことができなくなった場合に、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を受けるサービス。

●自立支援医療

心身の障がいを取り除いたり軽減したりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担の医療制度。

通院による精神医療を継続的に要する人に対し、その通院医療の一部を支給する「精神通院医療」、身体障害者手帳の交付を受け、手術等の治療により確実に治療効果が期待できる人に必要な医療費の一部を支給する「更生医療」、身体に障がいのある児童で、手術等の治療により確実に治療効果が期待できる人（18歳未満）に必要な医療費の一部を支給する「育成医療」がある。

●身体障害者手帳

視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がいなどがある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事などが交付する手帳。

●精神障害者保健福祉手帳

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障がある人に対し、一定の基準に基づいて都道府県知事などが交付する手帳。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で自分の財産や権利を守ることが困難な人に代わり、その程度に応じて成年後見人・保佐人・補助人が財産管理や契約などの法律行為を代行する制度。

家庭裁判所が選任した成年後見人等による「法定後見制度」と、将来に備えてあらかじめ後見人と契約を結ぶ「任意後見制度」がある。

夕行

●地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化、高齢化や、「親なき後」に備え、障がいのある人の地域生活をさまざまな面から総合的に支援する拠点。相談、体験の場や機会の提供、緊急時の支援などを専門的な立場から行う。

●地域生活支援事業

地域の実情にあわせ、都道府県や市町村など地方自治体が自主的に取り組む事業。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、日中一時支援や福祉ホーム、訪問入浴サービスなどの任意事業とがある。

●特別支援学級

障がい等を理由に特別な支援を必要とする児童・生徒のために、小学校や中学校、高等学校などに設置される学級。

●特別支援学校

障がいなどのある子どもが、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育が受けられるとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校。

●特別支援教育コーディネーター

障がいのある児童や生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行うために、学校内外の関係機関・関係者との連絡・調整役を果たす人。

ナ行

●難病等

治療方法が確立していない疾病などをいい、「障害者自立支援法」

の「障害者総合支援法」への改正にともない、新たに一定の難病患者が支援の対象となった。

●日中一時支援事業

地域生活支援事業の一つで、障がいのある人の家族の就労支援や一時的な休息を図ることなどを目的に、障がいのある人に日中の活動の場を提供するサービス。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていけるよう、社会環境を整えること。

ハ行

●発達障がい

脳機能の発達に関係するさまざまな障がいの総称で、「発達障害者支援法」では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。

●バリアフリー化

障がいのある人や高齢者などの生活の妨げとなる障壁（バリア）をなくし、誰もが安心して暮らせるような社会環境を整えること。バリアには段差や坂道など物理的なものだけでなく、情報入手のしにくさや

差別的な制度や慣習、差別する心なども含む場合がある。

●避難行動要支援者名簿

平成25年6月の「災害対策基本法」の一部改正により、市町村に作成が義務付けられた名簿。高齢者、障がいのある人など、災害時の避難などで特に支援を要する人の情報をまとめたもの。

名簿に登録された人に対する緊急時の情報伝達や、避難の支援、安否確認などに活用される。

●福祉サービス利用援助事業

認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方に、福祉サービスの適切な利用や、これに伴う日常的な金銭管理等に関する支援を社会福祉協議会が行う仕組み。

●福祉的就労

一般企業で就労することが困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

一般企業での就労に向けて訓練や実習を行う「就労移行支援」のほか、「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」などがある。

●福祉避難所

「災害対策基本法」に基づく避難所の一つで、災害時などに、障がいのある人や高齢者など、特に配慮を

要する人を受け入れることができる避難所。

●保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などに通う障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、訪問担当者がそれらの施設を訪れ、障がいのある子ども本人に対する集団生活適應のための訓練や、保育所等の職員に支援方法等の指導を行うサービス。

●放課後等デイサービス

小学校、中学校、高等学校に通う障がいのある子どもに対し、学校の授業終了後や休日などに生活能力向上のための訓練や創作活動、社会交流の機会などを提供するサービス。

●法定雇用率

従業員が一定数を超える事業主に対し「障害者雇用促進法」で義務付けられた、障がいのある人を雇用すべき割合。これを満たしていない事業所は納付金の納付が必要となる一方、満たしている事業所には、調整金の支給などがある。

ラ行

●療育手帳

知的障がいと判定された人に対し、都道府県知事などが交付する手帳。

●留守家庭児童会

「児童福祉法」に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

5. 向日市障害者計画策定委員会設置要綱

平成 8 年 7 月 8 日

告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障がい者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画を策定するため、向日市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、説明させ又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から施行する。

附 則(平成16年6月30日告示第48号)

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第24号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第36号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月5日告示第86号)

この告示は、平成23年9月5日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第33号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

6. 向日市障害者計画策定委員会委員名簿

氏名	所属名・職名
◎ 拾井雅人	神戸医療福祉大学教授
○ 加藤博文	乙訓医師会
宮本義信	乙訓歯科医師会
山本啓子	向日市身体障害者協会・会長
濱田純子	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
稲葉伊佐子	乙訓やよい会
石井 恵	乙訓の障害者福祉を進める連絡会
森井詳太	乙訓ひまわり園 センター長
木村 一	乙訓障害者支援事業所連絡協議会
植田 進	向日市社会福祉協議会・会長
山本壽美	向日市民生児童委員連絡協議会
岡庭信二	市民公募委員
大村真弓	市民公募委員
山本 明	京都府乙訓保健所福祉室・室長
堀川文範	京都府向日が丘支援学校・高等部
能塚隆裕	乙訓圏域障がい者総合相談支援センター・相談支援 専門職員
桶谷美幸	向日市教育部・指導主事
植田 茂	向日市健康福祉部・部長

◎委員長 ○副委員長



むこうし
向日市
古都のむこう 魅力のふるさと

だい じ む こう し しょう しゃ けい かく
第3次向日市障がい者計画

はっこう む こう し けん こう ふく し ぶ しょう しゃ し えん か
発行／向日市健康福祉部障がい者支援課

はっこう ねん げつ へい せい ねん がつ
発行年月／平成29年3月

きょう と ふ む こう し てら ど ちょう なか の
〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20

TEL:075(931)1111 FAX:075(932)0800 E-mail:syogai@city.muko.lg.jp